

【 長期プラン 】

施設分類				施設種類	備考
一般会計 施設	(1)	P75	コミュニティ施設	市民センター	
				地域市民の家	
	(2)	P84	生涯学習施設	公民館	
				市民図書館・市民図書室	
				スポーツ施設	
	(3)	P93	福祉施設	高齢者支援施設	
				障がい者支援施設	
				地区ボランティアセンター	
	(4)	P102	子ども青少年施設	地域子供の家・児童館	
				放課後児童クラブ	
				保育所	
	(5)	P112	環境施設	収集施設	
				処理施設	
	(6)	P117	市営住宅	市営住宅	
(7)	P121	消防施設	消防署等		
(8)	P126	学校施設	小学校・中学校・特別支援学校		
(9)	P132	保健医療関連施設		基本方針のみ記載	
(10)	P134	産業・観光施設		基本方針のみ記載	
(11)	P136	公園施設		基本方針のみ記載	
(12)	P138	教育関連施設		基本方針のみ記載	
(13)	P140	市庁舎		基本方針のみ記載	
(14)	P142	その他施設		基本方針のみ記載	
特別会計 施設	(15)	P143	市民病院	市民病院	
	(16)	P145	下水道施設	下水道施設	

「施設一覧の見方」

施設種類	施設名称	分類1	分類2	住所	機能面積 (㎡)	建築年月日	13地区	短期 プラン	複合 施設	備考
市民センター	六会市民センター	任意	地区	亀井野四丁目	718.95	1970/03/25	六会			

- * 施設一覧については、各施設分類の機能が入っている施設を一覧にしています。なお、施設内に複数機能がある場合は、重複して一覧に記載されるため「再整備基本方針」の一覧と施設数等が異なります。(データについては、平成26年4月1日時点のものです。)
- * 施設種類：施設が各地区に配置され、複数の建物が存在しているなど、他の施設再整備に与える影響が大きいものを施設種類として分類
- * 分類1：義務(市庁舎、学校等、法律等で設置を義務づけられている施設や社会インフラ施設として最低限必要な施設)、任意(義務施設を補完している施設)
- * 分類2：市域(藤沢市全体をサービス提供範囲とする施設)、地区(各地区をサービス提供範囲とする施設)
- * 機能面積：施設内の該当施設分類の機能の床面積を記載。複数棟ある場合は、その機能の合計面積を記載
- * 建築年月日：複数棟ある場合は、主な棟の建築年月日を記載
- * 短期プラン：実施事業、検討事業、他の公共施設の再整備に合わせて検討する施設
- * 複合施設：施設内に複数の施設分類の機能があるもの
- * 備考：賃借 = 賃借施設(民間建物を賃借契約等で利用している施設)、リース = リース施設(リース契約等で利用している施設)、浸水深 = 津波浸水想定区域内にある施設の津波による浸水の深さ

浸水深 (単位：cm)

15	：	0～15未満
50	：	15～50未満
80	：	50～80未満
120	：	80～120未満
200	：	120～200未満
300	：	200～300未満
400	：	300～400未満
500	：	400～500未満
600	：	500～600未満

(1) コミュニティ施設 [一般会計施設]

【施設一覧】

施設種類	施設名称	分類1	分類2	住所	機能面積 (㎡)	建築年月日	13地区	短期 プラン	複合 施設	備考
市民センター (11施設)	六会市民センター	任意	地区	亀井野四丁目	718.95	1970/03/25	六会			
	辻堂市民センター	任意	地区	辻堂東海岸一丁目	798.11	1978/01/16	辻堂			
	善行市民センター	任意	地区	善行一丁目	619.79	1979/10/18	善行			
	鶴沼市民センター	任意	地区	鶴沼海岸二丁目	1,509.39	1981/03/16	鶴沼			リース含む 浸水深300
	湘南大庭市民センター	任意	地区	大庭	1,300.41	1985/11/06	湘南大庭			
	片瀬市民センター	任意	地区	片瀬三丁目	707.82	1987/11/30	片瀬			浸水深80
	湘南台市民センター(湘南台文化センター)	任意	地区	湘南台一丁目	927.95	1989/06/13	湘南台			
	長後市民センター	任意	地区	長後	1,496.47	1995/03/10	長後			
地域市民の家 (41施設)	遠藤市民センター	任意	地区	遠藤	928.31	2005/02/23	遠藤			
	明治市民センター	任意	地区	辻堂新町一丁目	1,286.28	2006/10/25	明治			
	御所見市民センター	任意	地区	打戻	1,282.25	2009/03/09	御所見			
	鶴沼橋市民の家	任意	地区	鶴沼橋一丁目	169.82	1933/10/01	鶴沼			
	高倉市民の家	任意	地区	高倉	209.47	1976/03/31	湘南台			
	片瀬山市民の家	任意	地区	片瀬山三丁目	197.58	1976/03/31	片瀬			
	辻堂南部市民の家	任意	地区	辻堂三丁目	258.96	1976/03/31	辻堂			
	下土棚市民の家	任意	地区	下土棚	172.24	1977/03/31	長後			
	片瀬浪合市民の家	任意	地区	片瀬二丁目	151.54	1977/12/20	片瀬			
	羽鳥市民の家	任意	地区	羽鳥三丁目	194.60	1978/03/10	明治			
	鶴沼市民の家	任意	地区	鶴沼海岸一丁目	130.23	1979/04/13	鶴沼			浸水深200
	村岡市民の家	任意	地区	弥勒寺三丁目	195.43	1979/06/19	村岡			
	藤沢石原谷市民の家	任意	地区	本藤沢三丁目	192.52	1979/06/20	善行			
	菖蒲沢市民の家	任意	地区	菖蒲沢	167.27	1980/02/18	御所見			
	六会市民の家	任意	地区	亀井野	197.09	1980/03/31	六会			
	大清水市民の家	任意	地区	藤沢	168.52	1980/03/31	善行			
	辻堂市民の家	任意	地区	辻堂元町四丁目	202.88	1981/03/28	辻堂			
	藤沢市民の家	任意	地区	藤沢	136.63	1981/03/31	藤沢			
	長後滝山市民の家	任意	地区	長後	198.74	1982/01/28	長後			
	川名通り町市民の家	任意	地区	川名	173.89	1982/03/31	村岡			
	江の島市民の家	任意	地区	江の島二丁目	161.47	1983/03/29	片瀬			
	立石市民の家	任意	地区	立石二丁目	166.44	1983/07/19	善行			
	中里市民の家	任意	地区	獺郷	168.40	1984/03/31	御所見			
	遠藤市民の家	任意	地区	遠藤	168.93	1985/03/29	遠藤			
	小栗塚市民の家	任意	地区	西俣野	169.33	1985/05/01	六会			
	七ツ木市民の家	任意	地区	高倉	192.73	1986/03/03	長後			
	善行乾塚市民の家	任意	地区	善行四丁目	199.98	1986/04/02	善行			
	用田市民の家	任意	地区	用田	167.27	1987/03/30	御所見			
	明治市民の家	任意	地区	城南四丁目	167.69	1987/08/31	明治			
	大鋸市民の家	任意	地区	大鋸	165.62	1988/03/29	藤沢			
	円行市民の家	任意	地区	円行二丁目	179.70	1989/03/27	湘南台			
	石川市民の家	任意	地区	石川二丁目	170.58	1989/03/31	六会			
	駒寄市民の家	任意	地区	大庭	231.45	1992/03/31	湘南大庭			
	鶴沼藤が谷市民の家	任意	地区	鶴沼藤が谷二丁目	228.76	1993/03/30	鶴沼			
	小糸市民の家	任意	地区	大庭	236.83	1994/03/23	湘南大庭			
	大庭市民の家	任意	地区	大庭	247.60	1996/03/26	湘南大庭			
	滝ノ沢市民の家	任意	地区	遠藤	232.70	1997/03/11	湘南大庭			
	辻堂東海岸市民の家	任意	地区	辻堂東海岸二丁目	234.22	1998/03/31	辻堂			浸水深120
	高谷市民の家	任意	地区	村岡東四丁目	236.85	2001/03/15	村岡			
	辻堂砂山市民の家(辻堂砂山児童館)	任意	地区	辻堂西海岸二丁目	371.83	2002/07/26	辻堂			
	石川コミュニティセンター・石川分館	任意	地区	石川一丁目	359.40	2004/03/24	六会			
本鶴沼市民の家	任意	地区	本鶴沼三丁目	169.55	2008/01/21	鶴沼				
伊勢山市民の家	任意	地区	藤沢四丁目	203.86	-	藤沢			賃借	
藤が岡市民の家	任意	地区	藤が岡二丁目	240.36	-	藤沢			賃借	
その他コミュ ニティ施設 (3施設)	旧高木邸	任意	地区	鶴沼海岸一丁目	120.39	1939/08/18	鶴沼			浸水深200
	市民活動プラザ(湘南台文化センター)	任意	市域	湘南台一丁目	58.30	1989/06/13	湘南台			
	市民活動推進センター	任意	市域	藤沢	449.00	-	藤沢			賃借

【再整備に向けた基本方針】

藤沢市は、「13地区別のまちづくり」をハード・ソフトの両面から推進するため、市民センター・公民館を拠点施設として位置づけ、地区内の自治会町内会をはじめとした様々な地域団体による地域コミュニティ活動を支援するとともに、これらの団体と連携しながら、市民主体の地域特性を重視した地域のまちづくりに取り組んでいます。

また、地域における市民生活、地域活動の向上等を図るため、地域市民の家の設置や、自治会町内会館の設置支援などを行っています。

一方、少子高齢化の進展や居住形態、生活様式の変化等に伴い、地域住民相互のつながりが希薄化し、子育て世代や高齢者への支援、災害時の対応をはじめとする地域の様々な課題を解決するため、地域コミュニティの活力の再生が求められています。

今後、コミュニティ施設については、新たな市民ニーズを踏まえながら、地域における市民生活に密着した施設の機能集約、複合化をできる限り進めるとともに、地域団体やNPO法人等による多様な主体との協働を進め、地域コミュニティの再生・活性化を推進していきます。

【施設種類ごとの詳細な再整備の考え方】

「 市民センター 」

1 現状・課題

- ・市民センターについては、「藤沢市市民センター条例」において、市民の福祉の増進及び地域住民の健全育成に資することを目的に、市内13地区のうち、藤沢地区と村岡地区を除く11地区に設置しています。
- ・市民センターには、原則として、公民館と市民図書室を併設（湘南大庭市民センター及び湘南台市民センターについては、それぞれ市民図書館が近接しているため市民図書室を併設していません。）し、戸籍、住民等各種届出と証明書交付や税料の収納などの窓口業務、福祉相談に係る業務、地域諸団体の活動への支援業務、地域密着の生涯学習支援業務を行うとともに、藤沢市地域防災計画上の地区防災拠点本部としての機能を有しています。
- ・市民サービスの向上を図るため、各市民センターにおいて窓口業務、福祉相談業務等を行ってきましたが、申請手続きの電子化やコンビニでの証明書発行など、市民サービスの提供手段の変化等に応じた市民センター機能の見直しも必要となってきました。
- ・現在の行政区画である13地区については、現段階では、本市の人口及び世帯数が増加していることもあり、区域の統合については検討していませんが、将来的な人口の動向や少子高齢化などの社会情勢の変化等を踏まえ、今後、13地区の見直しについても検討が必要と認識しており、見直しの際には、市民センターの配置についても合わせて検討する必要があります。

整備計画等	「藤沢市市民センター条例」（昭和43年9月1日施行）
耐震基準等	「旧耐震基準施設」（4施設 / 11施設） 六会市民センター、辻堂市民センター、善行市民センター、鶴沼市民センター

2 再整備の考え方

地域コミュニティ活動の重要性が今後さらに増大する中で、13地区の拠点施設である市民センター・公民館の統廃合は行いませんが、現有機能の統廃合、拠点施設への集約等については、市民サービス提供における様々な環境の変化を捉えながら検討を進めます。

- ・再整備に当たっては、地区の拠点施設としての機能を考慮しながら、地域包括支援センターや地区ボランティアセンター等の地区ごとに設置している施設を集約し、複合化を図ることを基本とします。

これまでに、複合化により整備した主な施設は、次のとおりです。

施設名称	分類 1	分類 2	住所	延べ床面積	建築年月日
湘南台市民センター	任意	地区	湘南台一丁目	14,315.34 m ²	H01/06/13
「現在の施設機能」					
湘南台市民センター、湘南台公民館、地域包括支援センター、子育て支援センター、外国人市民相談室、湘南台文化センター（こども館、市民シアター等）					

施設名称	分類 1	分類 2	住所	延べ床面積	建築年月日
明治市民センター	任意	地区	辻堂新町一丁目	3,992.90 m ²	H18/10/25
「現在の施設機能」					
明治市民センター、明治公民館、明治市民図書室、南消防署明治出張所					

施設名称	分類 1	分類 2	住所	延べ床面積	建築年月日
六会市民センター (予定)	任意	地区	亀井野四丁目	4,137.53 m ²	H28/03 予定
「施設機能(予定)」					
六会市民センター、六会公民館、六会市民図書室、地域包括支援センター、地区ボランティアセンター、子育て支援センター、北消防署六会出張所、第16分団器具置場					

3 今後の整備スケジュール

- (1) 平成26年度から平成28年度までに再整備を実施、検討する施設
 - ア 「再整備を実施する施設」
 - ・六会市民センター
 - ・鵜沼市民センター（津波対策整備）
 - イ 「再整備に向け検討する施設」
 - ・善行市民センター
 - ・辻堂市民センター
- (2) 今後、20年間で検討が必要な施設
 - ・鵜沼市民センター
 - ・遠藤市民センター青少年ホール（体育館）

【施設種類ごとの詳細な再整備の考え方】

「 地域市民の家 」

1 現状・課題

- ・地域市民の家については、「藤沢市地域市民の家条例」において、市民相互の交流を通じて、市民の自治意識の高揚、連帯感の醸成及び文化の向上に資することを目的に、地域ごとに設置することとしています。
- ・原則として、小学校区に1施設以上を目標に整備を進め、平成19年度に41施設目として、鵜沼小学校区に鵜沼橋市民の家を開設したことから、全小学校区に設置されました。
- ・最初の地域市民の家が開設した昭和51年度から比べると、辻堂、善行、湘南大庭、湘南台の市民センターが開設するとともに、自治会町内会館の設置も進み、地域コミュニティ活動の場も拡充されてきました。社会情勢の変化や地域ニーズに対応し、地域市民の家の持つ意味合いを改めて検討する必要があり、藤沢市地域の縁側（交流スペース）などの新たな地域コミュニティの場の検討と合わせて整理する必要があります。
- ・施設の老朽化が進む一方、立地条件や使い勝手、また、駐車場や周辺における類似施設の有無等に応じて、利用率が低い施設があります。
- ・利用状況については、自治会町内会等の地域活動だけでなく、地域のサークル活動等の利用も多くなっています。
- ・現在は、「地域市民の家運営委員会連絡協議会」が指定管理者となり、各地域市民の家に運営委員会を設置し、管理運営を行っています。

整備計画等	<p>「藤沢市市民の家運営管理規則」（昭和51年7月1日施行）</p> <p>「藤沢市地域市民の家条例」（平成3年4月1日施行）</p> <p>「地域コミュニティ拠点施設のあり方方針」（平成26年策定予定）</p>
耐震基準等	<p>「旧耐震基準施設」（15施設 / 39施設）（一般会計施設）</p> <p>鵜沼橋市民の家、高倉市民の家、片瀬山市民の家、辻堂南部市民の家、下土棚市民の家、片瀬浪合市民の家、羽鳥市民の家、鵜南市民の家、村岡市民の家、藤沢石原谷市民の家、菖蒲沢市民の家、六会市民の家、大清水市民の家、辻堂市民の家、藤沢市民の家</p> <hr/> <p>「賃借施設」（2施設）</p> <p>伊勢山市民の家、藤が岡市民の家</p>

2 再整備の考え方

地域市民の家 4 1 箇所 の状況はそれぞれ異なるため、次の類型化を基本に、再整備を検討するとともに、地域コミュニティの醸成を支える施設として、市民ニーズや地域ごとの状況を踏まえ、地域団体や NPO 法人等による多様な主体による活用の仕方や施設構成の見直しなど、新たな利用方法や機能についても、今後、検討していきます。

利用率が高く、近隣に再整備が必要な公共施設がない場合

地区のニーズを把握し、他の公共的な機能との複合化を図る中で存続させます。

利用率が高く、近隣に再整備が必要な公共施設がある場合

当該公共施設の再整備の際に複合化し、機能を存続させます。

利用率が低く、近隣に自治会町内会館等の類似施設がない場合

当該地域市民の家の利用のニーズの詳細を把握し、他の公共的な施設への転換を検討又は自治会町内会への譲渡等を協議します。

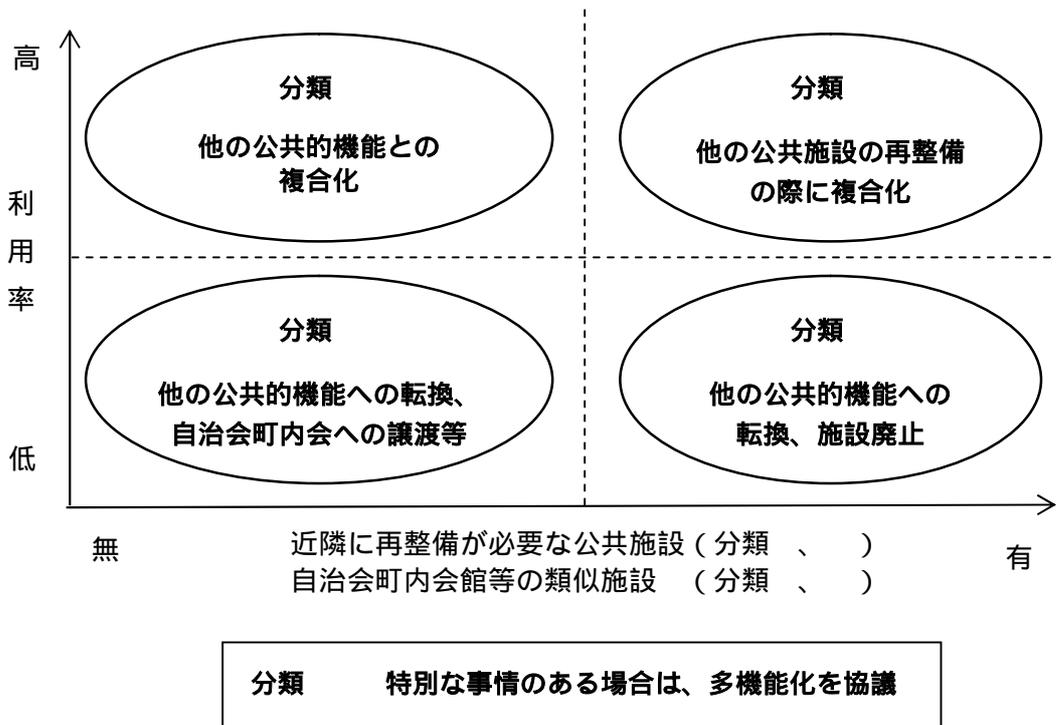
利用率が低く、近隣に自治会町内会館等の類似施設がある場合

当該地域市民の家の利用のニーズの詳細を把握し、他の公共的な施設への転換を検討又は廃止に向けて利用者等と協議します。

特別な事情のある場合（鶴沼橋市民の家等）

存続を前提に、他の公共的機能と複合化するなど、多機能化を協議します。

「類型化イメージ図」



「地域市民の家の再整備モデルケース例」

「分類」利用率が低く、近隣に自治会町内会館等の類似施設がない場合

地域市民の家 A (ホール、和室 1, 和室 2, 和室 3)

ケース 1 地域ニーズの高い高齢者向けサロンに転換

ケース 2 周辺自治会町内会へ譲渡

「分類」利用率が低く、近隣に自治会町内会館等の類似施設がある場合

地域市民の家 B (ホール、和室 1、和室 2)

ケース 1 地域ニーズの高い放課後児童クラブに転換

ケース 2 施設廃止

- ・ 類型化した再整備の方向性をもとに、指定管理者である「地域市民の家運営委員会連絡協議会」及びそれぞれの地域市民の家運営委員会との話し合いを丁寧に進め、再整備を検討します。合わせて、運営管理のあり方についても検討を進めます。
- ・ 施設を建て替える際には、社会情勢の変化や地域ニーズに対応し、柔軟な施設利用ができるよう、可変性の高い仕様での施設整備を検討します。

これまで、複合化により整備した施設は次のとおりです。

施設名称	分類 1	分類 2	住所	延べ床面積	建築年月日
辻堂砂山市民の家	任意	地区	辻堂西海岸二丁目	769.64 m ²	H14/07/26
「現在の施設機能」					
辻堂砂山市民の家、辻堂砂山児童館、放課後児童クラブ(2クラブ)					

3 今後の整備スケジュール

(1) 平成 26 年度から平成 28 年度までに再整備を実施、検討する施設

ア 「他の公共施設の再整備に合わせて検討する施設」

- ・ 藤沢市民の家、伊勢山市民の家 (藤沢公民館・労働会館の再整備)
- ・ 村岡市民の家 (村岡公民館再整備)
- ・ 藤が岡市民の家 (藤が岡二丁目地区の再整備)

イ 「計画等の策定」

- ・ 地域コミュニティ拠点施設のあり方方針の策定

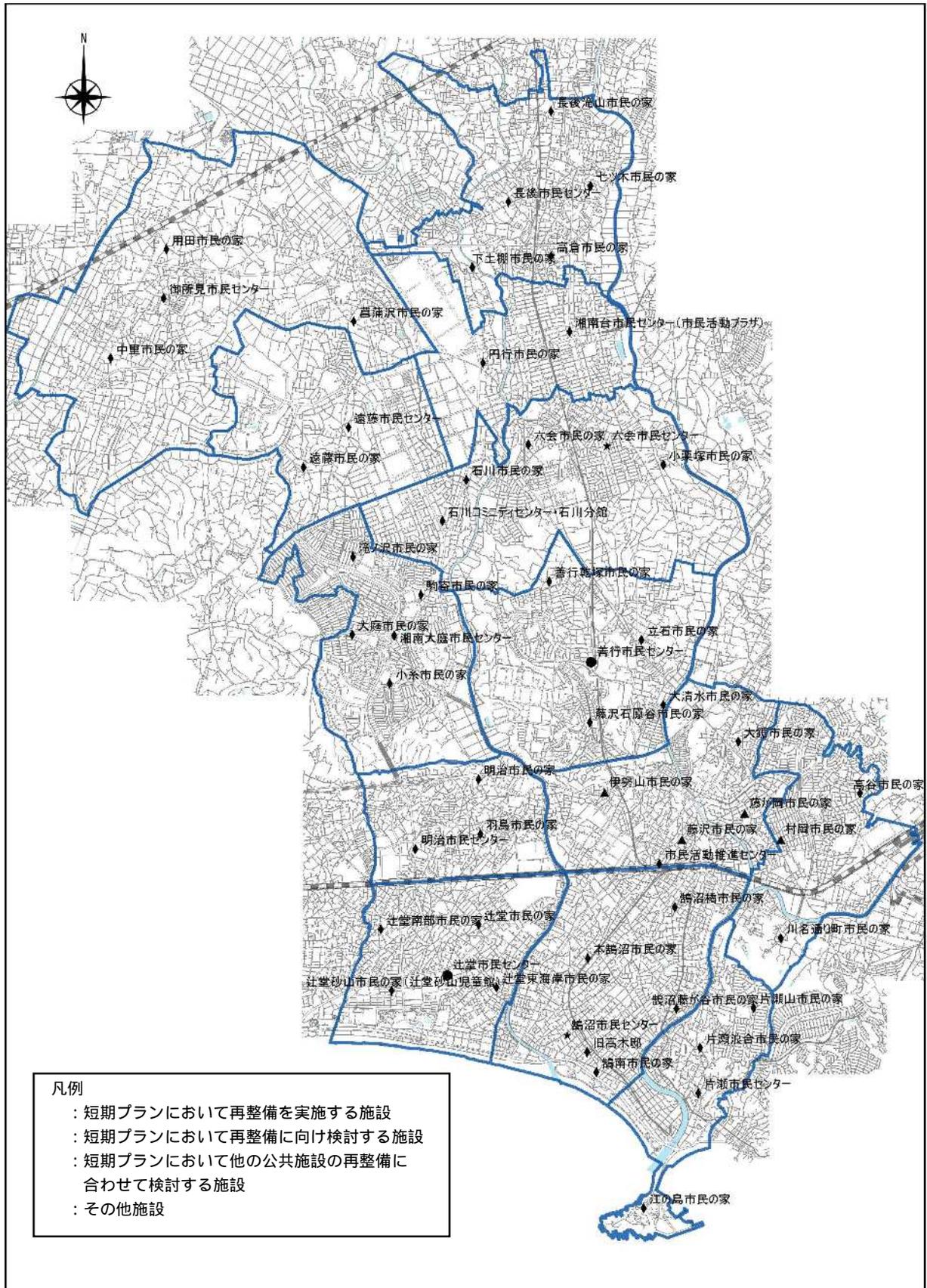
(2) 今後、20 年間で検討が必要な施設

- ・ (1) アを除く地域市民の家

「地域市民の家の施設利用率及び施設構成一覧表」

NO	施設名	施設利用率 (H25実績)	施設構成								利用区画		小学校区		
			ホール (㎡)		和室(洋室) A (㎡)		和室(洋室) B (㎡)		和室(洋室) C (㎡)		和室(洋室) D (㎡)			ホール	和室等
1	鶴沼橋市民の家	24.5%	-			15.73		13.25		9.94	洋	16.56	-	4	鶴 沼
2	高倉市民の家	20.7%	81.98			13.25		13.25	洋	19.87			1	3	湘南台
3	片瀬山市民の家	32.9%	55.48			13.25		9.94	洋	26.50			1	3	片 瀬
4	辻堂南部市民の家	19.3%	79.72			13.12		13.12		16.57		12.96	1	4	高 砂
5	下土棚市民の家	8.6%	44.72			16.56		16.56		16.56			1	3	富士見台
6	片瀬浪合市民の家	15.9%	36.44			18.22		18.22		14.91			1	3	片 瀬
7	羽鳥市民の家	17.0%	49.69			16.56		20.70		13.25			1	3	羽 鳥
8	鶴南市民の家	15.2%	57.00	57.00									2	-	鶴 南
9	村岡市民の家	30.3%	54.65			16.56		16.56		13.25			1	3	村 岡
10	藤沢石原谷市民の家	13.0%	53.47			24.84		19.87		14.91			1	3	大 越
11	菖蒲沢市民の家	11.6%	49.69			16.56		13.25		13.25			1	3	御所見
12	六会市民の家	24.9%	49.69			16.56		16.56		13.25			1	3	六 会
13	大清水市民の家	12.3%	54.65			13.25		13.25		13.25			1	3	大清水
14	辻堂市民の家	15.0%	66.25			13.25		13.25		13.25			1	3	辻 堂 (八松)
15	藤沢市民の家	36.5%	44.72			13.25		16.56		13.25			1	3	藤 沢
16	長後滝山市民の家	15.3%	49.69			16.56		16.56		16.56			1	3	長 後
17	川名通り町市民の家	15.6%	54.65			18.21		18.21					1	2	新 林
18	江の島市民の家	5.0%	49.69			16.56		19.87		13.25			1	3	片 瀬
19	立石市民の家	4.2%	54.65			16.56		16.56		13.25			1	3	俣 野
20	中里市民の家	6.2%	49.69			16.56		13.25		13.25			1	3	中 里
21	遠藤市民の家	14.5%	54.65			16.56		13.25		13.25			1	3	秋葉台
22	小栗塚市民の家	27.5%	49.69			19.87		14.91					1	2	亀井野
23	七ツ木市民の家	12.4%	49.69			13.25		13.25		13.25			1	3	長 後
24	善行乾塚市民の家	16.9%	62.94			13.25		13.25		13.25			1	3	善 行
25	用田市民の家	7.4%	54.65			16.56		16.56		12.42			1	3	御所見
26	明治市民の家	19.7%	49.69			13.25		13.25		13.25			1	3	明 治
27	大鋸市民の家	26.1%	54.65			16.56		13.25		13.25			1	3	大 鋸
28	円行市民の家	14.5%	54.65			13.25		13.25		13.25			1	3	六 会
29	石川市民の家	7.2%	54.65			16.56		13.25		13.25			1	3	天 神
30	駒寄市民の家	25.1%	75.36			19.87		16.56					1	2	駒 寄
31	鶴沼藤が谷市民の家	27.4%	75.36			19.87		16.56					1	2	鶴 洋
32	小糸市民の家	32.6%	75.36			19.87		16.56					1	2	小 糸
33	大庭市民の家	18.8%	75.36			19.87		16.56					1	2	大 庭
34	滝の沢市民の家	26.1%	75.36			19.87		16.56					1	2	滝の沢
35	辻堂東海岸市民の家	49.0%	75.36			19.87		16.56					1	2	辻 堂
36	高谷市民の家	22.4%	75.36			19.87		16.56					1	2	高 谷
37	辻堂砂山市民の家	51.4%	98.40		洋	34.00	洋	23.22	洋	23.22			1	3	浜 見
38	石川コミュニティー	40.0%	102.68		洋	33.12	洋	22.77					1	2	石 川
39	本鶴沼市民の家	25.9%	57.97			19.87	洋	13.25	洋	13.25			1	3	鶴 洋
40	伊勢山市民の家	28.8%	63.04			25.92		20.80					1	2	本 町
41	藤が岡市民の家	34.7%	74.72			38.02		47.53					1	2	大 道

「コミュニティ施設位置図」



* 13地区割りの線については、統計上の13地区割りを使用しています。(以下同じ)

(2) 生涯学習施設 [一般会計施設]

【施設一覧】

施設種類	施設名称	分類1	分類2	住所	機能面積 (㎡)	建築年月日	13地区	短期 プラン	複合 施設	備考
公民館 (15施設)	藤沢公民館	任意	地区	藤沢一丁目	1,630.42	1964/11/01	藤沢			
	村岡公民館	任意	地区	弥勒寺一丁目	2,145.65	1966/08/01	村岡			
	六会公民館	任意	地区	亀井野四丁目	1,635.92	1970/03/25	六会			
	辻堂公民館	任意	地区	辻堂東海岸一丁目	595.00	1978/01/16	辻堂			
	善行公民館	任意	地区	善行一丁目	798.60	1979/10/18	善行			
	鶴沼公民館	任意	地区	鶴沼海岸二丁目	1,133.51	1981/03/16	鶴沼			リース含む 浸水深300
	湘南大庭公民館	任意	地区	大庭	1,233.38	1985/11/06	湘南大庭			
	片瀬公民館	任意	地区	片瀬三丁目	477.00	1987/11/30	片瀬			浸水深80
	湘南台公民館(湘南台文化センター)	任意	地区	湘南台一丁目	1,370.48	1989/06/13	湘南台			
	済美館	任意	地区	本町四丁目	1,162.94	1990/10/20	藤沢			
	長後公民館	任意	地区	長後	1,296.41	1995/03/10	長後			
	片瀬しおさいセンター	任意	地区	片瀬四丁目	1,503.75	1997/03/13	片瀬			浸水深300
	遠藤公民館	任意	地区	遠藤	1,071.68	2005/02/23	遠藤			
	明治公民館	任意	地区	辻堂新町一丁目	1,963.28	2006/10/25	明治			
御所見公民館	任意	地区	打戻	1,092.64	2009/03/09	御所見				
市民図書 館・市民図 書室 (15施設)	南市民図書館	任意	市域	鶴沼東	1,314.70	1963/08/31	鶴沼			
	総合市民図書館	任意	市域	湘南台七丁目	4,725.93	1986/06/07	湘南台			
	辻堂市民図書館	任意	市域	辻堂二丁目	1,651.84	1993/02/24	辻堂			
	湘南大庭市民図書館	任意	市域	大庭	2,097.14	1999/11/29	湘南大庭			
	藤沢市民図書室(藤沢公民館)	任意	地区	藤沢一丁目	86.25	1964/11/01	藤沢			
	村岡市民図書室(村岡公民館)	任意	地区	弥勒寺一丁目	82.50	1966/08/01	村岡			
	六会市民図書室(六会公民館)	任意	地区	亀井野四丁目	106.00	1970/03/25	六会			
	辻堂市民図書室(辻堂公民館)	任意	地区	辻堂東海岸一丁目	82.00	1978/01/16	辻堂			
	善行市民図書室(善行公民館)	任意	地区	善行一丁目	110.00	1979/10/18	善行			
	鶴沼市民図書室(鶴沼公民館)	任意	地区	鶴沼海岸二丁目	109.00	1981/03/16	鶴沼			リース含む 浸水深300
	片瀬市民図書室(片瀬公民館)	任意	地区	片瀬三丁目	67.26	1987/11/30	片瀬			浸水深80
	長後市民図書室(長後公民館)	任意	地区	長後	182.01	1995/03/10	長後			
	遠藤市民図書室(遠藤公民館)	任意	地区	遠藤	97.00	2005/02/23	遠藤			
	明治市民図書室(明治公民館)	任意	地区	辻堂新町一丁目	109.00	2006/10/25	明治			
御所見市民図書室(御所見公民館)	任意	地区	打戻	102.00	2009/03/09	御所見				
スポーツ施 設 (7施設)	石名坂温水プール	任意	市域	本藤沢一丁目	2,921.21	1986/10/01	藤沢			
	秩父宮記念体育館	任意	市域	鶴沼東	10,967.87	1997/03/10	鶴沼			
	大清水スポーツ広場(球技場)	任意	市域	大鋸	67.06	2007/04/01	藤沢			
	葛原スポーツ広場(野球場)	任意	市域	葛原	12.30	2008/03/28	御所見			
	秋葉台文化体育館、プール、球技場(秋葉台公園)	任意	地区	遠藤	15,366.88	1984/10/01	遠藤			
	八部公園野球場、プール(八部公園)	任意	地区	鶴沼海岸六丁目	8,193.55	1985/07/11	鶴沼			浸水深200
	辻堂南部公園野球場(辻堂南部公園)	任意	地区	辻堂西海岸三丁目	90.90	1993/10/18	辻堂			浸水深120
その他生涯 学習施設 (8施設)	市民会館	任意	市域	鶴沼東	10,763.23	1968/08/14	鶴沼			
	湘南台文化センター	任意	市域	湘南台一丁目	11,877.06	1989/06/13	湘南台			
	第1収蔵庫	任意	市域	石川	918.09	1974/09/24	善行			
	第2収蔵庫	任意	市域	亀井野	903.40	1967/03/31	六会			
	御所見収蔵庫	任意	市域	打戻	1,752.25	1972/10/19	御所見			
	貸貸倉庫	任意	市域	東京都港区	33.00	-	市外			賃借
	旧三鶯八郎右衛門家住宅	任意	市域	羽鳥三丁目	356.70	-	明治			賃借
	藤沢市民ギャラリー	任意	市域	藤沢	1,108.00	-	藤沢			賃借

* 秋葉台公園、八部公園、辻堂南部公園に設置されている施設については、都市公園法の公園施設ですが、施設の内容がスポーツ施設であるため、スポーツ施設に区分して記載しています。

【再整備に向けた基本方針】

藤沢市では、「だれもが参画できる生涯学習環境の整備」を目標に、いつでも、どこでも、だれでも学びたいことが学べ、学びを通して人々がつながることができる生涯学習環境の整備を図っています。

しかしながら、現在、多くの生涯学習施設は老朽化が進み、設備や機能面における利用者ニーズの反映や、高齢者・障がい者等への施設面での対応ができておらず、「いつでも、どこでも、だれでも学びたいことが学べる」環境が十分に整っているとは言えない状況となっています。

今後、生涯学習施設については、これらの課題解決に向け、経年劣化した建物及び設備を更新するなど、再整備を進めます。

また、施設を再整備する際には、だれもが利用しやすくなるようユニバーサルデザイン化を図るとともに、機能集約・複合化による施設の多機能化を検討し、利便性と利用率の向上を図っていきます。

【施設種類ごとの詳細な再整備の考え方】

「 公民館 」

1 現状・課題

- ・ 公民館については、「社会教育法」において、「市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」とされており、地域住民の学習及びコミュニティ活動の拠点として、市内13地区に設置をしています。
- ・ 13の行政区域ごとに設置することにより、公民館が生活圏に密着した施設となり、地域の課題や要望を地域住民がともに解決する「共助」と、市民と行政の「協働」によるまちづくりが、長年展開されてきました。
- ・ 公民館は身近な地域社会の入口であり、様々な市民が出会い、学習を通じてつながる拠点としての役割を担っています。公民館では地域の特性を活かした学習機会の提供を行っていますが、個人の知識や技術の習得にとどまることなく、学習成果を地域へ還元し、地域への参画や社会活動を積極的に行う地域人材の育成がさらに重要となっています。
- ・ 藤沢公民館の分館として済美館を、片瀬公民館の分館として片瀬しおさいセンターをそれぞれ設置しています。

整備計画等	「藤沢市公民館条例」（昭和34年4月1日施行） 「生涯学習ふじさわプラン2016（中間見直し版）」（平成26年3月）
耐震基準等	「旧耐震基準施設」（5施設 / 15施設） 藤沢公民館、村岡公民館、辻堂公民館、善行公民館、鵜沼公民館

2 再整備の考え方

地域コミュニティ活動の重要性が今後さらに増大する中で、13地区の拠点施設である市民センター・公民館の統廃合は行いませんが、再整備に当たっては、地区の拠点施設としての機能を考慮し、地区ごとに設置している施設の複合化を検討します。また、複合化に当たっては、それぞれの施設利用者が公民館を身近に感じ、より一層、学習活動や地域コミュニティ活動に参加しやすい施設となるよう検討します。

- ・ 市民センターと併設している公民館については、各地区の拠点施設として、今後とも、市民センターと合わせて再整備を検討します。また、単独に設置している公民館（藤沢地区、村岡地区）については、各地区の状況等を考慮した上で、機能を検討します。
- ・ 他の施設との複合化により、貸し館機能などが重複する場合は、互いの施設の利用状況や利用方法等の整理を行い、共用化を検討します。

- ・済美館については、藤沢公民館・労働会館等再整備や藤沢地区のまちづくりの中で、役割や活用方法について検討します。

これまでに、複合化により整備した主な施設は、次のとおりです。

施設名称	分類1	分類2	住所	延べ床面積	建築年月日
湘南台公民館	任意	地区	湘南台一丁目	14,315.34 m ²	H01/06/13
「現在の施設機能」					
湘南台市民センター、湘南台公民館、地域包括支援センター、子育て支援センター、外国人市民相談室、湘南台文化センター（こども館、市民シアター等）					

施設名称	分類1	分類2	住所	延べ床面積	建築年月日
片瀬しおさいセンター	任意	地区	片瀬四丁目	2,034.31 m ²	H09/03/13
「現在の施設機能」					
片瀬しおさいセンター、片瀬しおさい荘					

施設名称	分類1	分類2	住所	延べ床面積	建築年月日
明治公民館	任意	地区	辻堂新町一丁目	3,992.90 m ²	H18/10/25
「現在の施設機能」					
明治市民センター、明治公民館、明治市民図書室、南消防署明治出張所					

施設名称	分類1	分類2	住所	延べ床面積	建築年月日
六会公民館（予定）	任意	地区	亀井野四丁目	4,136.01 m ²	H28/03 予定
「施設機能（予定）」					
六会市民センター、六会公民館、六会市民図書室、地域包括支援センター、地区ボランティアセンター、子育て支援センター、北消防署六会出張所、第16分団器具置場					

3 今後の整備スケジュール

- (1) 平成26年度から平成28年度までに再整備を実施、検討する施設
 - ア 「再整備を実施する施設」
 - ・六会公民館（六会市民センター再整備）
 - ・藤沢公民館（藤沢公民館・労働会館等再整備）
 - イ 「再整備に向け検討する施設」
 - ・村岡公民館
 - ・善行公民館（善行市民センター再整備）
 - ・辻堂公民館（辻堂市民センター再整備）
- (2) 今後、20年間で検討が必要な施設
 - ・鵜沼公民館

【施設種類ごとの詳細な再整備の考え方】

「 市民図書館・市民図書室 」

1 現状・課題

- ・市民図書館・市民図書室については、昭和57年10月、藤沢市新中央図書館建設計画検討委員会の報告書に基づき、市内を4つのブロックに分ける4館体制（総合市民図書館及び3分館）を整えるとともに、11の市民センター・公民館（湘南台、湘南大庭を除く）に市民図書室を配置することによる全市的に連携した図書館サービスを推進しています。
- ・総合市民図書館は、本市の図書館システムの中核として3分館及び11市民図書室を支援し、図書館システム内の連絡調整や県内図書館・大学図書館との連携を図り、政策の企画立案及び関係部局や機関との連絡調整を行うなどの総合調整機能を持つとともに、豊富な蔵書によるレファレンス機能を持ちます。
- ・3つの分館は、基礎的、一般的な資料を中心とした蔵書を保有し、市民の知的要求に応えるとともに、簡単なレファレンスに対応し、おはなし会や講演会等の様々な事業を展開しています。
- ・市民図書室は、市民の生活の場に最も近接する図書館のサービス・ポイントとして、児童書や教養、実用、趣味等に関する基本書を備えるとともに、4市民図書館資料の受取や読書相談等の窓口となっています。
- ・総合市民図書館内に、点字図書、録音図書の製作及びそれらを視覚障がい者の求めに応じて、閲覧、貸出することを主な目的とした点字図書館を設置しています。
- ・図書館は「地域を支える情報拠点」として地域や住民の課題解決支援機能の充実や調査研究におけるレファレンスサービスの充実、高齢者や障がい者等、多様な利用者に即したサービスの向上とともに、情報化の進展に伴う電子媒体や電子情報の活用が求められています。本市図書館においても、図書館の果たすべき役割や必要な機能、機器や設備等について、新しい時代に即した「これからの図書館」の検討を進めています。

整備計画等	「藤沢市図書館将来構想」（昭和49年10月） 「藤沢市新中央図書館建設計画検討委員会検討結果報告書」（昭和57年10月） 「藤沢市図書館に関する条例」（昭和61年10月25日施行）
耐震基準等	「旧耐震基準施設」（1施設 / 4施設（市民図書館）） 南市民図書館

2 再整備の考え方

今後も本市図書館システムの中核をなす4館体制及び図書館・図書室による市内全域サービス網を維持し、ネットワーク機能の発展・充実を目指すことを基本に、再整備に当たっては、原則として、図書館単独での建て替えは行わないため、他の公共施設との機能集約・複合化を検討します。

- ・新しい時代に即した「これからの図書館」として、従来の「貸出型」図書館に加え、「滞在型」、「交流型」、「情報発信型」図書館としての機能の拡大を図り、建て替えに当たっては、十分な開架資料・閲覧席・読書席とともに、滞在スペース、集会・交流スペースの設置・活用及び時代に合わせた電子機器設置コーナー等を検討します。
- ・総合市民図書館は、総合調整機能を果たすとともに、関係各課及び関係機関と連携して地域や住民の課題解決支援機能の充実を図り、電子媒体・印刷媒体を通じた情報発信を行い、調査研究におけるレファレンスサービスの機能強化を図ります。また、電子媒体や電子情報の活用に取り組むとともに、文書館と連携し、郷土資料・歴史資料の活用やデジタルアーカイブ化等の可能性について検討します。
- ・4市民図書館については、通勤・通学等の利便性が高く多様な市民が利用しやすい場所への適正配置や機能・役割分担及び特色ある図書館のあり方等についても検討していきます。
- ・新しい機器やシステム等の導入による省力化及び効率化と人材育成により、開館時間の検討を含め、新しい事業やサービスの充実と利便性の向上を図ります。
- ・他の施設との複合化の際には、展示や交流のスペース等の共用化や効果的な活用方法について互いの施設と検討するとともに、静かな環境の確保が必要となるため、他の施設機能の騒音と振動対策についても検討します。

3 今後の整備スケジュール

(1) 平成26年度から平成28年度までに再整備を実施、検討する施設

ア 「再整備に向け検討する施設」

- ・南市民図書館（文化ゾーンの再整備）

イ 「他の公共施設の再整備に合わせて検討する施設」

- ・辻堂市民図書館（辻堂市民センター再整備）

* 市民図書室の再整備については、各市民センター・公民館に合わせ実施、検討します。

【施設種類ごとの詳細な再整備の考え方】

「 スポーツ施設 」

1 現状・課題

- ・市民が生涯にわたって多様なスポーツに親しみ、健康で明るく豊かなスポーツライフを実現する基盤となり、「いつでも・どこでも・だれでも・いつまでも」スポーツを楽しめる環境づくりを目指すため、スポーツ施設の整備・拡充を進めてきました。
- ・本市のスポーツ施設については、市内におけるバランスを考慮し、南北2箇所に体育館、南部、中部、北部の3箇所にプール、また市内各所に野球場、球技場、テニスコートを設置しています。

	体育館、屋内プール、観覧席	その他
体育館	秩父宮記念体育館、秋葉台文化体育館	
プール	秋葉台公園屋内プール、八部公園屋内プール、石名坂温水プール	秋葉台公園屋外プール、八部公園屋外プール
野球場	八部野球場	葛原スポーツ広場野球場、辻堂南部公園野球場、桐原公園野球場、女坂スポーツ広場野球場
テニスコート		八部公園テニスコート、西浜公園テニスコート、遠藤公園テニスコート、辻堂南部公園テニスコート、湘南台公園テニスコート
球技場	秋葉台公園球技場	大清水スポーツ広場球技場、女坂スポーツ広場球技場、引地川親水公園球技場（大庭スポーツ広場球技場）

- ・スポーツ施設の一部は、平成10年に開催された「かながわゆめ国体」を契機に、トップクラスの競技大会が行える施設として再整備されましたが、屋内施設については、いずれも、設備・備品や機能等の老朽化が進んでいます。また、屋外施設については、既存施設の老朽化と合わせて、不足している施設の拡充に向け、相当の敷地面積が必要な用地の確保が課題となっています。
- ・2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた競技スポーツ支援策として、事前キャンプ等の誘致を目指す上で必要となる施設の整備など、関係機関と連携した取組の推進が求められます。
- ・過去の市民アンケートでは、身近で気軽に利用できるスポーツ・レクリエーション施設等を求める意見や要望が多く出されているとともに、市民の関心が高いプロスポーツを身近な場所で観戦できる施設の充実も課題の一つと捉えています。

整備計画等	「藤沢市秩父宮記念体育館条例」(平成9年4月27日施行) 「藤沢市石名坂温水プール条例」(昭和61年10月30日施行) 「藤沢市スポーツ広場条例」(平成23年4月1日施行) 「藤沢市都市公園条例」(昭和35年7月1日施行) 「藤沢市スポーツ振興基本計画「ふじさわ元気プラン2020」」(平成23年3月) 「ふじさわスポーツ元気プラン2020(実施計画)」(平成23年3月)
耐震基準等	

2 再整備の考え方

今後は多様な市民ニーズに対応できる施設を整備する必要があり、安全で安心して利用できる施設はもとより、誰もが健康でいつまでも楽しめる生涯スポーツ環境の充実と見て楽しむスポーツ環境の充実を図ります。また、スポーツ施設の再整備に当たっては、再整備に伴う施設跡地など公有地等の有効活用並びに既存の施設のあり方についても検討します。

- ・スポーツ施設の屋外施設については、特に喫緊の課題である少年野球場の不足に対応するため、(仮称)天神スポーツ広場野球場及び葛原スポーツ広場野球場2面化整備を優先して進めます。
- ・本市は、日本におけるビーチバレー発祥の地であり、また、1964年の東京オリンピック開催時にヨット競技の会場でもあったことから、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催を契機として、競技団体と連携し、神奈川県と協議を進めながら、マリンスポーツ・ビーチスポーツの施設の充実を進めます。

3 今後の整備スケジュール

(1) 平成26年度から平成28年度までに再整備を実施、検討する施設

ア 「再整備を実施する施設」

- ・(仮称)天神スポーツ広場(付帯施設整備)

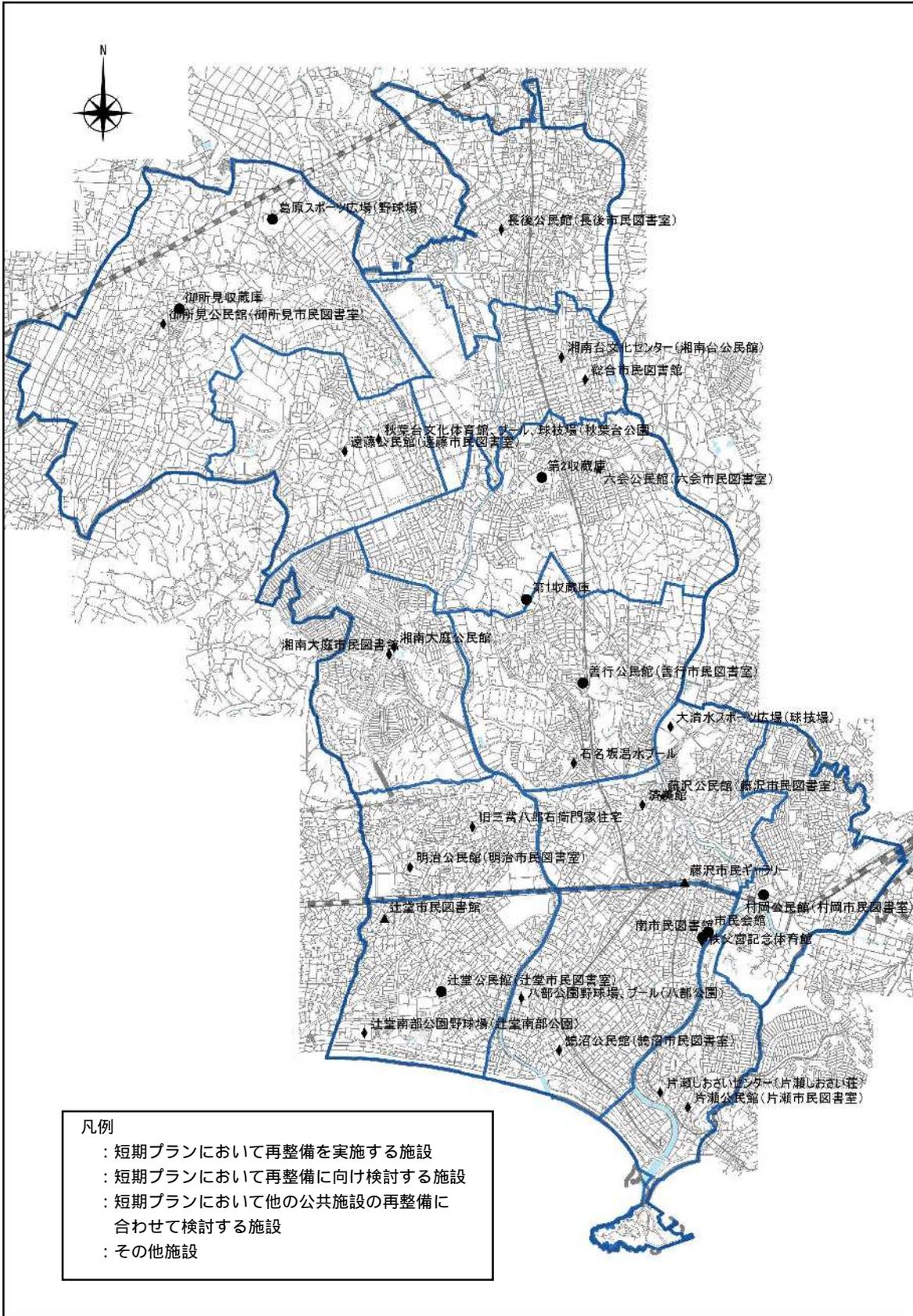
(2) 今後、20年間で検討が必要な施設

- ・石名坂温水プール
- ・秋葉台文化体育館、秋葉台公園屋内プール、秋葉台公園球技場
- ・八部公園野球場、八部公園屋内プール

(3) その他スポーツ施設

- ・(仮称)天神スポーツ広場
- ・葛原スポーツ広場(野球場二面化)

「生涯学習施設位置図」



(3) 福祉施設 [一般会計施設]

【施設一覧】

施設種類	施設名称	分類1	分類2	住所	機能面積 (㎡)	建築年月日	13地区	短期 プラン	複合 施設	備考
高齢者支援 施設 (23施設)	生きがい福祉センター	任意	市域	鶴沼神明一丁目	1,187.26	1958/01/01	藤沢			
	老人福祉センターやすらぎ荘	任意	市域	稲荷	1,808.90	1969/05/01	善行			
	善行老人憩の家	任意	市域	善行団地	148.07	1975/04/21	善行			
	長後老人憩の家	任意	市域	長後	131.23	1975/04/23	長後			
	御所見老人ふれあいの家(中里子どもの家)	任意	地区	打戻	112.21	2010/11/01	御所見			
	老人福祉センター湘南なぎさ荘	任意	市域	鶴沼海岸六丁目	3,149.12	1991/04/02	鶴沼			浸水深300
	老人福祉センターこぶし荘	任意	市域	下土棚	4,937.82	1998/12/28	長後			
	片瀬しおさい荘(片瀬しおさいセンター)	任意	市域	片瀬四丁目	459.57	1997/03/13	片瀬			
	こまよせ荘(保健医療センター)	任意	市域	大庭	271.59	1994/03/22	湘南大庭			
	六会地域包括支援センター(六会市民センター)	義務	地区	亀井野四丁目	24.00	1970/03/25	六会			
	鶴沼南地域包括支援センター(鶴沼市民センター)	義務	地区	鶴沼海岸二丁目	52.00	1981/03/16	鶴沼			浸水深300 リース含む
	湘南台地域包括支援センター(湘南台文化センター)	義務	地区	湘南台一丁目	施設内一部利用	1989/06/13	湘南台			
	湘南大庭地域包括支援センター(保健医療センター)	義務	地区	大庭	95.41	1994/03/22	湘南大庭			
	長後地域包括支援センター(長後市民センター)	義務	地区	長後	44.82	1995/03/10	長後			
	片瀬地域包括支援センター(片瀬しおさいセンター)	義務	地区	片瀬四丁目	70.99	1997/03/13	片瀬			浸水深200
	遠藤地域包括支援センター(遠藤市民センター)	義務	地区	遠藤	17.90	2005/02/23	遠藤			
	御所見地域包括支援センター(御所見市民センター)	義務	地区	打戻	23.00	2009/03/09	御所見			
	鶴沼東地域包括支援センター	義務	地区	鶴沼桜が岡四丁目	145.50	-	鶴沼			賃借
	善行地域包括支援センター	義務	地区	善行一丁目	66.24	-	善行			賃借
	村岡地域包括支援センター	義務	地区	村岡東一丁目	65.62	-	村岡			賃借
辻堂地域包括支援センター	義務	地区	辻堂東海岸一丁目	55.32	-	辻堂			賃借	
藤沢地域包括支援センター	義務	地区	藤沢	73.08	-	藤沢			賃借	
明治地域包括支援センター	義務	地区	辻堂神台二丁目	71.17	-	明治			賃借	
障がい者支 援施設 (6施設)	ふれあいセンター	任意	市域	亀井野	1,300.83	1970/08/09	六会			
	太陽の家	任意	市域	鶴沼海岸六丁目	4,713.10	1975/04/23	鶴沼			浸水深200
	高次脳機能障がい者相談支援事業所	任意	地区	辻堂神台二丁目	524.56	-	明治			賃借 共用部含む
	発達障がい者相談支援事業所	任意	地区	辻堂神台二丁目	98.23	-	明治			賃借
	地域生活支援センター おあしす	任意	地区	藤沢	137.11	-	藤沢			賃借
障がい福祉センター ひかり	任意	市域	辻堂神台一丁目	159.56	-	明治			賃借	
地区ボラン ティアセン ター (10施設)	鶴沼地区ボランティアセンター(旧高木邸)	任意	地区	鶴沼海岸一丁目	23.14	1939/08/18	鶴沼			浸水深200
	村岡地区ボランティアセンター(村岡公民館)	任意	地区	弥勒寺一丁目	施設内一部利用	1966/08/01	村岡			
	善行地区ボランティアセンター(善行市民センター)	任意	地区	善行一丁目	29.81	1979/10/18	善行			
	遠藤地区ボランティアセンター	任意	地区	遠藤	37.19	-	遠藤			賃借
	湘南大庭地区ボランティアセンター	任意	地区	大庭	27.54	-	湘南大庭			賃借
	辻堂地区ボランティアセンター	任意	地区	辻堂元町四丁目	施設内一部利用	-	辻堂			賃借
	藤沢西部地区ボランティアセンター	任意	地区	藤沢	37.00	-	藤沢			賃借
	片瀬地区ボランティアセンター	任意	地区	片瀬三丁目	32.10	-	片瀬			賃借
六会地区ボランティアセンター	任意	地区	亀井野一丁目	17.35	-	六会			賃借	
明治地区ボランティアセンター	任意	地区	辻堂神台二丁目	29.37	-	明治			賃借	
その他福祉 施設 (1施設)	藤沢市社会福祉協議会事務所	任意	市域	鶴沼東	447.96	-	鶴沼			賃借

【再整備に向けた基本方針】

藤沢市は「健康で安心な暮らしを支える」を基本目標として、日々の生活が安心して続けられるよう、地域で支えあう福祉の仕組みづくりと充実した福祉サービスの提供を進めており、それぞれの福祉施設が高齢者や障がい児者の交流の場、活動の場としてその役割を果たしてきました。

超少子高齢社会の到来に伴い、介護や福祉に対する関心が高まる一方、それらに対する不安も増大していきます。そうした中、支援が必要となった方々が、住み慣れた地域で心も身体も健やかに、いきいきとして暮らしていくためにも、地域福祉の拠点となる福祉施設の役割はますます大きくなってきます。

今後、福祉施設については、社会状況に対応した必要な機能を維持しつつ、他の機能を持った公共施設と複合化等を実施し、それぞれの地域において、安心で充実した暮らしを実現させる施設としていきます。

【施設種類ごとの詳細な再整備の考え方】

「 高齢者支援施設 」

1 現状・課題

- ・ 高齢者支援施設については、「いきいき長寿プランふじさわ2014」の中で、本市の高齢社会像を「心もからだも健やかにいきいきと暮らせるまち「湘南ふじさわ」としており、高齢者の支えとなるように整備してきました。
- ・ 生きがい福祉センター、老人福祉センター、老人憩の家については、施設の中長期的な修繕計画を立て、修繕等の実施による長寿命化を図ってきました。
- ・ 老人福祉センターは、高齢化の進展とともに、高齢者の生きがいと健康づくりの拠点施設としての必要性が高く、現在の3館（南部・中部・北部に各1館）を基本に、施設の老朽化等を踏まえ、再整備の方針を検討する必要があります。
- ・ 老人憩の家については、運営委員会による自主管理を基本としていますが、施設の利用状況などを踏まえ、施設の機能や活用方法等について検討する必要があります。
- ・ 地域包括支援センターについては、平成23年度から日常生活圏域である13地区、14箇所に設置し、市内13法人に運営を委託しています。

整備計画等	<p>「いきいき長寿プランふじさわ2014」（平成24年3月）</p> <p>「（仮称）いきいき長寿プランふじさわ2017～藤沢市高齢者保健福祉計画・第6期藤沢市介護保険事業計画～」（平成27年3月策定予定）</p> <p>「藤沢市老人福祉センター条例」（昭和44年7月）</p> <p>「藤沢市生きがい福祉センター条例」（昭和53年4月）</p> <p>「（仮称）藤沢市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例」（平成27年4月施行予定）</p>
耐震基準等	<p>「旧耐震基準施設」（6施設 / 17施設）</p> <p>生きがい福祉センター、老人福祉センターやすらぎ荘、善行老人憩の家、長後老人憩の家、六会地域包括支援センター、鵜沼南地域包括支援センター</p> <p>「賃借施設」</p> <p>鵜沼東地域包括支援センター、善行地域包括支援センター、村岡地域包括支援センター、辻堂地域包括支援センター、藤沢地域包括支援センター、明治地域包括支援センター</p>

2 再整備の考え方

「公共施設の安全性の確保」の観点から、施設の老朽化や機能低下の状況等を踏まえるとともに、高齢化の進展やライフスタイルの多様化、既存事業の実施状況等を踏まえて高齢者施策を検討する中で、高齢者支援施設のあり方を含め、検討していきます。

- ・老人憩の家については、時代や高齢者のニーズの変化、施設の利用実態などを踏まえ、施設の機能や活用方法について検討していきます。
- ・地域包括支援センターについては、市民の利便性等及び高齢者人口の増加を踏まえ、他の公共施設の再整備に合わせ増設等を検討します。

3 今後の整備スケジュール

- (1) 平成26年度から平成28年度までに再整備を実施、検討する施設
 - ア 「再整備を実施する施設」
 - ・生きがい福祉センター
 - ・六会地域包括支援センター（六会市民センター再整備）
 - イ 「再整備に向け検討する施設」
 - ・老人福祉センターやすらぎ荘
 - ウ 「他の公共施設の再整備に合わせて検討する施設」
 - ・善行地域包括支援センター（善行市民センター再整備）
 - ・辻堂地域包括支援センター（辻堂市民センター再整備）
 - ・藤沢地域包括支援センター（藤沢公民館・労働会館等再整備）
 - ・村岡地域包括支援センター（村岡公民館再整備）

- (2) 今後、20年間で検討が必要な施設
 - ・善行老人憩の家
 - ・長後老人憩の家
 - ・鵜沼南地域包括支援センター

【施設種類ごとの詳細な再整備の考え方】

「 障がい者支援施設」

1 現状・課題

- ・「障がい者計画」、「障がい福祉計画」に基づき、障がいのある人が身近な地域において必要な障がい福祉サービス等を受給できるよう、公設の障がい者支援施設を含め、サービス基盤の整備を計画的に推進してきました。
- ・太陽の家は、心身障がい者の福祉及び健康増進を図ることを目的とし、昭和50年に開設しました。平成21年度には耐震補強工事を行い、一定の安全性を確保しましたが、建設から39年が経過しており「公共施設の安全性の確保」の観点から老朽化が進む太陽の家のあり方を検討する必要があります。
- ・ふれあいセンターは、障がい者団体の活動拠点として昭和60年に開設しました。現在の建物は、神奈川県が昭和45年に建設したもので建設から44年が経過しています。「公共施設の安全性の確保」の観点から、耐用年数や耐震性などを考慮して老朽化が進むふれあいセンターのあり方を検討する必要があります。
- ・障がい者の地域生活を支援するため、民間施設を活用（賃借・補助）して相談支援事業等を社会福祉法人に委託し実施しています。

整備計画等	「ふじさわ障がい者計画」（平成27年3月策定予定） 「藤沢市障がい福祉計画」（平成27年3月策定予定） 「藤沢市太陽の家(心身障がい者福祉センター)条例」（昭和50年3月） 「藤沢市ふれあいセンター条例」（昭和60年9月）
耐震基準等	「旧耐震基準施設」（2施設 / 2施設） 太陽の家、ふれあいセンター 「賃借施設」 高次脳機能障がい者相談支援事業所、発達障がい者相談支援事業所、地域生活支援センターおあしす、障がい福祉センターひかり

2 再整備の考え方

再整備にあたっては、他の公共施設との機能集約・複合化の検討を基本としますが、平成27年3月策定予定の次期障がい者計画、障がい福祉計画に基づき、障がい者が豊かな地域生活を送れるよう、障がい者の特性に十分配慮し検討します。

- ・老朽化が進んでいる、太陽の家とふれあいセンターの2施設については「公共施設の安全性の確保」の観点と民間施設との役割分担を考慮し、施設運営のあり方について検討します。

3 今後の整備スケジュール

- (1) 平成26年度から平成28年度までに再整備を実施、検討する施設
- ア 「再整備に向け検討する施設」
 - ・太陽の家
 - ・ふれあいセンター
 - イ 「他の公共施設の再整備に合わせて検討する施設」
 - ・地域生活支援センターおあしす（藤沢公民館・労働会館等再整備）

【施設種類ごとの詳細な再整備の考え方】

「 地区ボランティアセンター」

1 現状・課題

- ・地区ボランティアセンターは、地域における相互扶助機能を高め、地域福祉のまちづくり推進を図ることを目的に、平成21年から設置を開始しており、現在は市内10箇所で開催しています。
- ・運営主体は地区社会福祉協議会若しくは地域のボランティア団体となっており、主に地域住民のボランティアの相談や受付、支援活動のマッチング、高齢者を中心としたサロン活動の場所として機能しています。
- ・設置場所は、市民センター・公民館等、公共施設の一部利用が3箇所（鶴沼、村岡、善行）民間施設等の賃借による単独設置が7箇所（遠藤、湘南大庭、辻堂、藤沢西部、片瀬、六会、明治）となっており、未設置地区は4箇所（御所見、湘南台、長後、藤沢東部）となっています。
- ・利用者の利便性を考慮すると、市民センター・公民館内の一部利用を推進することが望ましいですが、どの施設も狭隘でスペースが確保できないことが課題となっています。

整備計画等	「藤沢市地域福祉計画」（平成27年3月策定予定）
耐震基準等	「旧耐震基準施設」（3施設 / 3施設） 鶴沼地区ボランティアセンター、村岡地区ボランティアセンター、善行地区ボランティアセンター
	「賃借施設」（7施設） 遠藤地区ボランティアセンター、湘南大庭地区ボランティアセンター、辻堂地区ボランティアセンター、藤沢西部地区ボランティアセンター、片瀬地区ボランティアセンター、六会地区ボランティアセンター、明治地区ボランティアセンター

2 再整備の考え方

地区ボランティアセンターは地域福祉を推進するための重要な役割を担っており、地域住民の集まりやすい場所に設置することが必要であるため、再整備については、市民センター・公民館を中心とした公共施設の再整備に合わせて検討するとともに、市内14箇所（藤沢地区2箇所）での展開を目指します。

- ・市民センター・公民館等、公共施設の一部利用をしている3箇所については、今後も、市民センター・公民館の中に設置することを中心に検討します。また、民間施

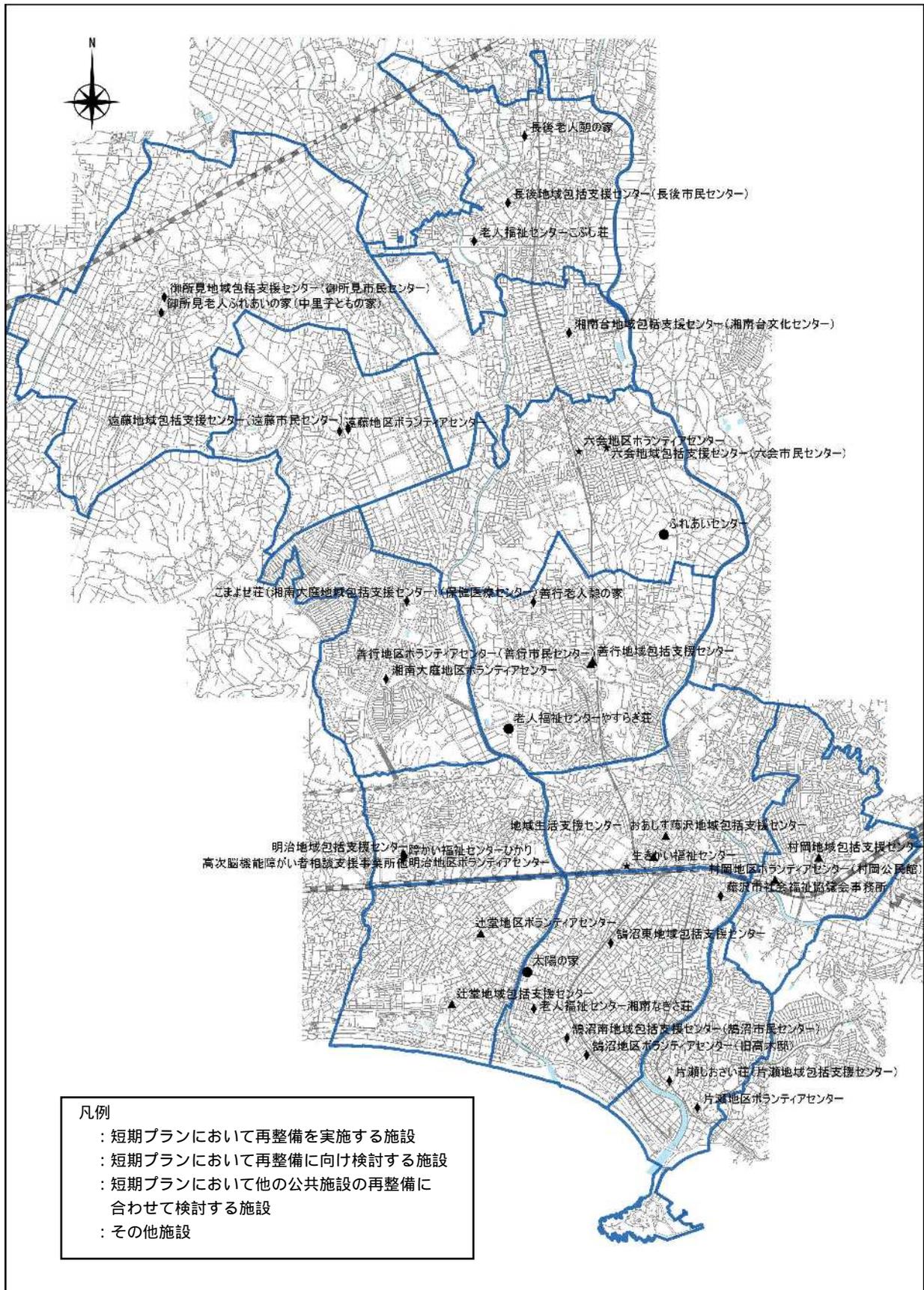
設等の賃借により単独に設置している7箇所についても、各地区の市民センター・公民館の再整備の際に、運営状況や利用状況を鑑みる中で、機能集約について検討します。

3 今後の整備スケジュール

- (1) 平成26年度から平成28年度までに再整備を実施、検討する施設
 - ア 「再整備を実施する施設」
 - ・ 六会地区ボランティアセンター（六会市民センター再整備）
 - ・ 湘南台地区ボランティアセンター（新設）
 - イ 「他の公共施設の再整備に合わせて検討する施設」
 - ・ 善行地区ボランティアセンター（善行市民センター再整備）
 - ・ 辻堂地区ボランティアセンター（辻堂市民センター再整備）
 - ・ 藤沢西部地区ボランティアセンター（藤沢公民館・労働会館等再整備）
 - ・ 村岡地区ボランティアセンター（村岡公民館再整備）

- (2) 今後、20年間で検討が必要な施設
 - ・ 鵜沼地区ボランティアセンター

「福祉施設位置図」



(4) 子ども青少年施設 [一般会計施設]

【施設一覧】

施設種類	施設名称	分類1	分類2	住所	機能面積 (㎡)	建築年月日	13地区	短期 プラン	複合 施設	備考
地域子ども の家・児童 館 (21施設)	湘南台子供の家	任意	地区	湘南台四丁目	161.70	1984/03/31	湘南台			
	片瀬子供の家	任意	地区	片瀬二丁目	180.90	1985/02/28	片瀬			
	羽鳥子供の家	任意	地区	羽鳥四丁目	156.02	1986/03/31	明治			
	藤沢子供の家	任意	地区	藤沢	165.62	1987/03/31	藤沢			
	鶴沼子供の家	任意	地区	本鶴沼四丁目	156.02	1987/08/26	鶴沼			
	大越子供の家	任意	地区	善行坂二丁目	156.02	1988/03/31	善行			
	大庭子供の家	任意	地区	大庭	201.90	1989/03/31	湘南大庭			
	六会子供の家	任意	地区	亀井野	156.02	1989/03/31	六会			
	長後子供の家	任意	地区	高倉	189.00	1990/10/18	長後			
	鶴沼子供の家	任意	地区	鶴沼海岸五丁目	156.02	1991/03/31	鶴沼			浸水深400
	八松子供の家	任意	地区	辻堂元町一丁目	156.02	1992/02/12	辻堂			
	本町子供の家	任意	地区	本町三丁目	159.56	1993/02/23	藤沢			
	秋葉台子供の家	任意	地区	遠藤	156.02	1994/03/17	遠藤			
	高谷子供の家	任意	地区	渡内三丁目	163.47	1995/03/20	村岡			
	俣野子供の家	任意	地区	亀井野	162.86	1996/03/22	善行			
	大鋸児童館	任意	地区	大鋸	173.60	1997/03/31	藤沢			
	辻堂児童館	任意	地区	辻堂東海岸二丁目	173.60	1998/03/30	辻堂			浸水深120
	鶴沼児童館	任意	地区	鶴沼桜が岡三丁目	210.04	2000/06/23	鶴沼			
	辻堂砂山児童館	任意	地区	辻堂西海岸二丁目	269.61	2002/07/26	辻堂			
	石川児童館	任意	地区	石川一丁目	209.50	2005/03/22	六会			
中里子供の家	任意	地区	打戻	250.51	2010/11/01	御所見				
放課後児童 クラブ (公設5施 設6クラブ)	わんぱく(大鋸児童館)	任意	地区	大鋸	67.07	1997/03/31	藤沢			
	つばさ(辻堂児童館)	任意	地区	辻堂東海岸二丁目	67.90	1998/03/30	辻堂			浸水深120
	どろんこ(鶴沼児童館)	任意	地区	鶴沼桜が岡三丁目	92.75	2000/06/23	鶴沼			
	風の子、浜見(辻堂砂山児童館)	任意	地区	辻堂西海岸二丁目	128.20	2002/07/26	辻堂			
	みつばち(石川児童館)	任意	地区	石川一丁目	95.65	2005/03/22	六会			
保育所 (16施設)	鶴沼保育園	任意	地区	本鶴沼三丁目	635.15	1964/05/19	鶴沼			
	藤が岡保育園	任意	地区	藤が岡二丁目	728.46	1965/06/18	藤沢			
	高砂保育園	任意	地区	辻堂西海岸二丁目	552.69	1966/04/01	辻堂			リース含む
	善行保育園	任意	地区	善行二丁目	625.44	1966/04/18	善行			リース含む
	藤沢保育園	任意	地区	鶴沼石上一丁目	1,272.33	1967/03/31	鶴沼			
	明治保育園	任意	地区	城南三丁目	389.45	1968/04/08	明治			
	辻堂保育園	任意	地区	羽鳥一丁目	948.21	1969/05/27	明治			リース含む
	浜見保育園	任意	地区	鶴沼海岸四丁目	629.19	1972/03/31	鶴沼			浸水深300
	湘南台保育園	任意	地区	湘南台六丁目	739.55	1973/03/28	湘南台			リース含む
	善行乳児保育園	任意	地区	善行二丁目	391.95	1974/03/30	善行			
	あずま保育園	任意	地区	石川	742.40	1977/03/30	善行			
	しぶやがはら保育園	任意	地区	湘南台四丁目	717.75	1978/03/31	湘南台			
	高山保育園	任意	地区	辻堂新町四丁目	738.68	1979/03/31	明治			
	またの保育園	任意	地区	西俣野	802.30	1980/03/31	六会			
小糸保育園	任意	地区	大庭	856.17	1982/03/31	湘南大庭			リース含む	
柄沢保育園	任意	地区	柄沢	540.45	1984/03/08	村岡			賃借含む	
その他子ども 青少年施 設 (7施設)	辻堂青少年会館	任意	市域	辻堂二丁目	250.93	1963/03/15	辻堂			
	藤沢青少年会館	任意	市域	朝日町	921.14	1996/09/30	藤沢			
	藤沢子育て支援センター(藤沢保育園)	任意	地区	鶴沼石上一丁目	44.00	1967/03/31	鶴沼			
	湘南台子育て支援センター(湘南台文化センター)	任意	市域	湘南台一丁目	81.55	1989/06/13	湘南台			
	辻堂子育て支援センター	任意	市域	辻堂神台一丁目	159.59	-	明治			賃借
	平和台住宅	任意	市域	善行一丁目	1,199.35	1972/03/25	善行			
	少年の森	任意	市域	打戻	510.32	1980/02/25	御所見			

【再整備に向けた基本方針】

藤沢市では、子どもたちの健やかな成長を実感できるまちを目指して、安心して子育てができるよう、地域における子育て支援や保育サービスの充実、子どもたちの健全育成を図るための居場所づくりの設置、子ども青少年施設の整備を進めてきました。

近年、急速な少子化の進行や子育てをめぐる地域や家庭の変化への対応、併せて仕事と子育ての両立を支援する環境の整備など、子ども・子育て支援に対するニーズがますます高まっています。

今後は、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度に基づき、子ども・子育て支援を総合的に推進するとともに、子ども青少年施設については、こうした状況を踏まえ、必要な機能を維持しつつ、他の機能を持った施設との複合化等を実施し、引き続き、子どもたちの健やかな育ちや発達を支援する施設として、整備を進めていきます。

特に、早急に整備が必要な放課後児童クラブについては、他の公共施設の再整備を検討する際には、必ず設置の可否について検討します。

【施設種類ごとの詳細な再整備の考え方】

「 地域子供の家・児童館 」

1 現状・課題

- ・地域子供の家については、本市の先進的事業として、昭和58年に「地域子どもの家建設基本方針」を策定し、放課後の子どもたちが気軽に利用できる小学校区を基準として、現在、16施設を設置しています。
- ・児童館については、児童福祉法に基づく児童厚生施設で、地域子供の家と同様に児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に設置している施設で、創作活動室や相談室、放課後児童クラブ等を併設しています。また、地域の子育て中の親子や子ども会など青少年活動団体などの活動の場として、指導員を配置し、地域の実情や季節に合わせた事業を実施しており、平成9年度より地域子供を家の未設置小学校区に5施設を設置しています。
- ・地域子供の家・児童館の管理運営は、指定管理者が各施設に運営委員会を設置しています。(現在の指定管理者：公益財団法人藤沢市みらい創造財団)
- ・地域子供の家・児童館の利用状況については、放課後の子どもたちの遊び場・居場所として利用されているほか、近年では、未就学児の親子の利用率が30%を占めるなど、親子同士の交流や子育てに関する相談の場として、子育て支援の観点からもその役割が大きくなっています。

整備計画等	「地域子どもの家建設基本方針」(昭和58年5月策定)
耐震基準等	21施設すべて新耐震基準で建設

2 再整備の考え方

- 今後の再整備に当たっては、市民団体の活動施設(地域市民の家)など他の公共施設との複合化によって、異世代間の交流も可能となるため、原則、単独での建て替えは行わず、他の公共施設との複合化を基本とします。
- ・子育て支援の観点から、未就学児の親子の利用のための環境面や安全面に配慮したスペース及び設備の確保を検討します。
 - ・現在、14小学校区において、地域子供の家または児童館が未設置の状況であり、すべての小学校区に設置することを基本とします。
 - ・平成27年度からの子ども・子育て支援新制度施行に向けて、放課後児童クラブについては、本市における放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準を定める条例の制定により、現状の施設だけでは基準を満たすことができなくなるため、既存の放課後児童クラブの拡充や新設を行う必要があり、今後、地域子供の家との複合施設としての整備も検討します。
 - ・他の機能との複合化の際には、屋内外遊具などの設備を設置することによる施設の階高の確保や子どもたちが室内で活発に動き回ることによる騒音や振動対策など、一定の配慮が必要となります。

これまで、複合化により整備した施設は、次のとおりです。

施設名称	分類1	分類2	住所	延べ床面積	建築年月日
辻堂砂山児童館	任意	地区	辻堂西海岸二丁目	769.64 m ²	H14/07/26
「現在の施設機能」					
辻堂砂山児童館、放課後児童クラブ(2クラブ)、辻堂砂山市民の家					

施設名称	分類1	分類2	住所	延べ床面積	建築年月日
中里子供の家	任意	地区	打戻 1721	362.72 m ²	H22/11/01
「現在の施設機能」					
中里子供の家、御所見老人ふれあいの家					

3 今後の整備スケジュール

(1) 平成26年度から平成28年度までに再整備を実施、検討する施設

ア 「再整備を実施する施設」

・村岡子供の家(放課後児童クラブ併設)

イ 「他の公共施設の再整備に合わせて検討する施設」

・藤沢子供の家(藤沢公民館・労働会館等再整備)

・鵜沼子供の家(南消防署苅田出張所(第5分団)再整備)

・(仮称)藤が岡子供の家(藤が岡二丁目地区の再整備)

(2) 今後、20年間で検討が必要な施設

ア 村岡子供の家(上記)、藤沢子供の家(上記)、鵜沼子供の家(上記)、辻堂砂山児童館、中里子供の家、石川児童館を除く施設

・六会子供の家 ・羽鳥子供の家 ・大越子供の家 ・湘南台子供の家

・秋葉台子供の家 ・長後子供の家 ・八松子供の家 ・鵜南子供の家

・高谷子供の家 ・片瀬子供の家 ・俣野子供の家 ・大庭子供の家

・本町子供の家 ・辻堂児童館 ・大鋸児童館 ・鵜洋児童館

イ 未設置の小学校区(村岡小学校(村岡子供の家)、大道小学校((仮称)藤が岡子供の家)を除く)

・明治小学校 ・御所見小学校 ・善行小学校 ・富士見台小学校

・新林小学校 ・滝ノ沢小学校 ・天神小学校 ・駒寄小学校

・大清水小学校

(放課後子ども教室のある小学校区)

・亀井野小学校 ・小糸小学校

(隣接小学校区の施設で対応)

・浜見小学校(辻堂砂山児童館)

(参考) 子どもの居場所機能

子どもたちが、地域において自由にのびのびと遊び、異年齢の子どもたちとの交流ができる屋内の遊び場として、本市独自の「地域子供の家」と児童福祉法に基づく児童厚生施設である児童館を設置しています。

また、児童館には、保護者が就労等により昼間家庭にいない子どもたちの生活の場として放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）を併設しています。

機能名称	施設利用対象者	公設施設数	設置根拠
地域子供の家	付添人のいる幼児、小・中学生、青少年育成団体	16	地域子どもの家建設基本方針（原則として、小学校区に1館）
	<p>（機能概要）</p> <p>地域の子どもたちの健全育成の一環として、自由にのびのびと遊ぶ中で、自主性を育てるとともに、異年齢の子どもたちが交流できるよう、屋内の遊び場を確保するため、近隣の学校や公園と関連させて設置している。</p> <p>地域の人々による運営委員会によって運営している。</p>		
児童館	18歳以下	5	児童福祉法第40条
	<p>（機能概要）</p> <p>児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的として設置される屋内型児童厚生施設で指導員を配置している。</p> <p>創作活動室や相談室等を設けており、季節や地域の実情に合わせた事業や子ども会や母親クラブなどの地域組織活動の場として、その育成指導を行うとともに放課後児童クラブを併設している。</p> <p>地域の子育て環境づくりや放課後児童の居場所づくりを担っており、地域子供の家の未設置小学校区に5施設を設置している。</p>		
放課後児童クラブ	おおむね10歳未満の小学生 平成27年度から小学校6年生まで拡大	6 (児童館内、辻堂砂山児童館のみ2児童クラブ設置) (参考:39(民設民営))	児童福祉法、放課後児童クラブガイドライン、藤沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(H27年度~)
	<p>（機能概要）</p> <p>保護者が就労等により昼間家庭にいない児童について、放課後に児童館等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的に設置している。</p>		

【施設種類ごとの詳細な再整備の考え方】

「 放課後児童クラブ」

1 現状・課題

- ・放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)は、児童福祉法において、「小学校に就学している児童であって、その保護者が就労等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業」としており、「市町村は、その事業の促進に努めなければならない」と定めています。本市では「1小学校区1児童クラブ」を基本に、入所希望者の増加に応じて待機児を出さないよう分館を設置するなど、これまで35小学校区に45児童クラブを設置しています。
- ・運営については、本市の出資団体である公益財団法人藤沢市みらい創造財団(42施設)、社会福祉法人(2施設)及び学校法人(1施設)に委託して実施しており、施設設置についても、これまでは主に法人が行っています。
- ・平成19年に厚生労働省が策定した「放課後児童クラブガイドライン」では、対象児童を小学校1～3年生、規模をおおむね40人程度までとすることが望ましいとされ、最大70人までと定めています。本市では、対象児童を小学校1～4年生とし、施設に空きがあれば、5年生、6年生も対象としています。
- ・平成26年度の放課後児童クラブの入所状況では、年間平均児童数が41人を超えるクラブが39箇所、70人を超えるクラブも4箇所あり、ガイドラインの基準を確保できていない状況です。
- ・放課後児童クラブについては、保護者の仕事と子育ての両立を支援する重要な役割を担っており、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度においては、対象児童の範囲が6年生まで拡大され、1クラブの規模については概ね40人以下、また、児童1人当たりの専用区画の面積は1.65㎡以上となります。さらに平成26年4月30日に公布された厚生労働省令に基づき、本市では「藤沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を制定し、平成27年度から施行する予定です。
- ・子ども・子育て支援新制度の本格施行に向け、平成26年度に策定する「(仮称)藤沢市子ども・子育て支援事業計画」において、今後の必要量の見込みや確保方を定めることとなります。今後の放課後児童クラブへのますますの需要の高まりや新たな条例に基づく基準によると、相当数の児童クラブの不足が見込まれ、既存施設の拡充又は新設を行うなど、放課後児童クラブを拡充することが急務となっていることから、早期に放課後児童クラブの整備計画を策定して対応する必要があります。

整備計画等	「放課後児童クラブガイドライン」(平成19年10月 厚生労働省) 「藤沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成27年4月施行予定) 「(仮称)藤沢市子ども・子育て支援事業計画」(平成26年度末策定予定)
耐震基準等	

2 再整備の考え方

これまで主に法人が施設を確保してきましたが、今後は、不足が見込まれる放課後児童クラブへの早急な対応を図るため、拡充又は新規設置に向け、他の公共施設の再整備に当たっては、平成26年7月に国から示された「放課後子ども総合プラン」を踏まえながら、必ず設置の可否を検討するとともに、小学校の余裕教室や公共施設の空きスペースの活用を進めていきます。

- ・放課後児童クラブの再整備(拡充・新設)に当たっては、今後の整備や運営にかかる経費や利用者負担などを総合的に勘案するとともに、市と各法人との負担のあり方について検討を進めていきます。
- ・小学校等の余裕教室又は敷地内への設置に向け、児童の安全、安心の観点から、教育委員会と調整を進めていきます。
- ・複合化に当たっては、子どもたちが室内で活発に動き回ることによる騒音と振動対策など、一定の配慮が必要となります。

3 今後の整備スケジュール

(1) 平成26年度から平成28年度までに再整備を実施、検討する施設

ア 「再整備を実施する施設」

- ・(仮称)藤沢児童クラブ(新設)(藤沢公民館・労働会館等再整備)

イ 「再整備に向け検討する施設」

- ・条例に基づく基準を満たしていない既存の放課後児童クラブの再整備
- ・放課後児童クラブの不足が見込まれる小学校区への新設

(平成26年度策定予定の「(仮称)子ども・子育て支援事業計画」において、放課後児童クラブの必要量の見込みと確保方策を示します。)

ウ 「他の公共施設の再整備に合わせて検討する施設」

- ・新設、コロリン(村岡子供の家新設)(村岡公民館再整備)
- ・新設、さわやか(南消防署本町出張所再整備)
- ・新設、ぽてんこ(南消防署荻田出張所再整備)
- ・新設、杉の子(善行市民センター再整備)
- ・新設(辻堂市民センター再整備)
- ・新設、かもめ、つばめ(文化ゾーンの再整備)
- ・新設、チンチロ(藤が岡二丁目地区の再整備)

【施設種類ごとの詳細な再整備の考え方】

「 保育所 」

1 現状・課題

- ・平成21年度策定の「藤沢市保育所整備計画(ガイドライン)」では、「藤沢市次世代育成支援行動計画 後期計画」と同じ5箇年を計画期間として、同計画との整合を図りながら認可保育所の新設や分園設置、既存園の増築等による定員拡大など、待機児童の解消に向けた取組を進めてきました。なお、「藤沢市保育所整備計画(ガイドライン)」については、平成27年度からの「子ども・子育て支援新制度」の施行に向け、平成26年度に策定する「(仮称)藤沢市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて、平成26年度中に改正する予定です。
- ・保育需要の変化に伴い入所申込数が、計画当初に比べて、著しく増加し、さらなる待機児童の解消に向けた取組が喫緊の課題となったことから、「藤沢市緊急保育対策2ヵ年計画」(平成25年度～26年度)を策定し、保育所整備を行い、待機児童の解消に向けた取組を進めています。
- ・私設保育施設(認可外保育施設)について、県の認定保育施設制度(一定の要件を満たした私設保育施設を県が認定し、県とともに市町村が助成している施設)に加え、藤沢型認定保育施設制度(県の制度と同等の認定基準を満たした私設保育施設を市が認定し、助成している施設)を平成25年度に創設するなど、待機児童の解消に向けた取組を実施しています。
- ・「子ども・子育て支援新制度」の施行に向けて、平成25年度に実施した需要調査の結果に基づき、平成26年度に策定する「子ども・子育て支援事業計画」に教育・保育提供区域を設定し、認可保育所の必要量の見込みを定めることとなりますが、公立保育所の再整備に当たっては、定員規模をどの程度とするのか検討する必要があります。
- ・公立保育所については、従来からの自園における保育の実施や保護者支援に加え、今後は、地域の子育て支援の拠点である子育て支援センターや各地域と連携・協力を図り、それぞれの地域に適した交流、相談、情報提供等の役割を担い、行政機関としての責任を果たすことが求められています。
- ・施設については、16園すべてが築30年以上経過し、老朽化が進んでいる状況です。
- ・保育所の整備に対する国や県の助成制度としては、平成16年の国庫補助負担金制度の見直し等により、公立保育所の整備に対する助成が廃止され、社会福祉法人が実施する保育所整備に限り、一定の助成があります。

整備計画等	「藤沢市保育所整備計画(ガイドライン)」(平成22年2月) 「藤沢市次世代育成支援行動計画 後期計画」(平成22年3月) 「藤沢市緊急保育対策2ヵ年計画」(平成25年6月)
耐震基準等	「旧耐震基準施設」(14施設/15施設)(一般会計施設のみ) 藤沢保育園、辻堂保育園、鵜沼保育園、藤が岡保育園、善行保育園、高砂保育園、明治保育園、浜見保育園、湘南台保育園、善行乳児保育園、あずま保育園、しぶやがはら保育園、高山保育園、またの保育園
	「賃借施設」(1施設) 柄沢保育園

2 再整備の考え方

公立保育所を「基幹となる公立保育所」、「地域保育所となる公立保育所」又は「その他の保育所」の3つに区分し、今後、「基幹となる公立保育所」及び「地域保育所となる公立保育所」については、原則として、他の子育て関連施設との複合化により再整備を行うことを検討し、「その他の保育所」については、長期的な視点で運営形態の見直しを含めた検討を行い、平成26年度に改正予定の「藤沢市保育所整備計画(ガイドライン)」において今後の方針を示すこととします。

- ・子育て関連施設との複合化に当たり、保育所については、その性質上、低層階であることが望ましく、送迎用の駐車スペースや現在と同規模の園庭の確保など、一定の敷地面積が必要です。
- ・園児が室内で活発に動き回ることによる騒音と振動対策の検討、明確な避難経路の確保や専用の出入口を設けるなどのセキュリティに配慮が必要です。

3 今後の整備スケジュール

(1) 平成26年度から平成28年度までに再整備を実施、検討する施設

ア 「再整備を実施する施設」

- ・しぶやがはら保育園(平成28年4月移転予定)

イ 「再整備に向け検討する施設」

- ・藤が岡保育園(藤が岡二丁目地区の再整備)

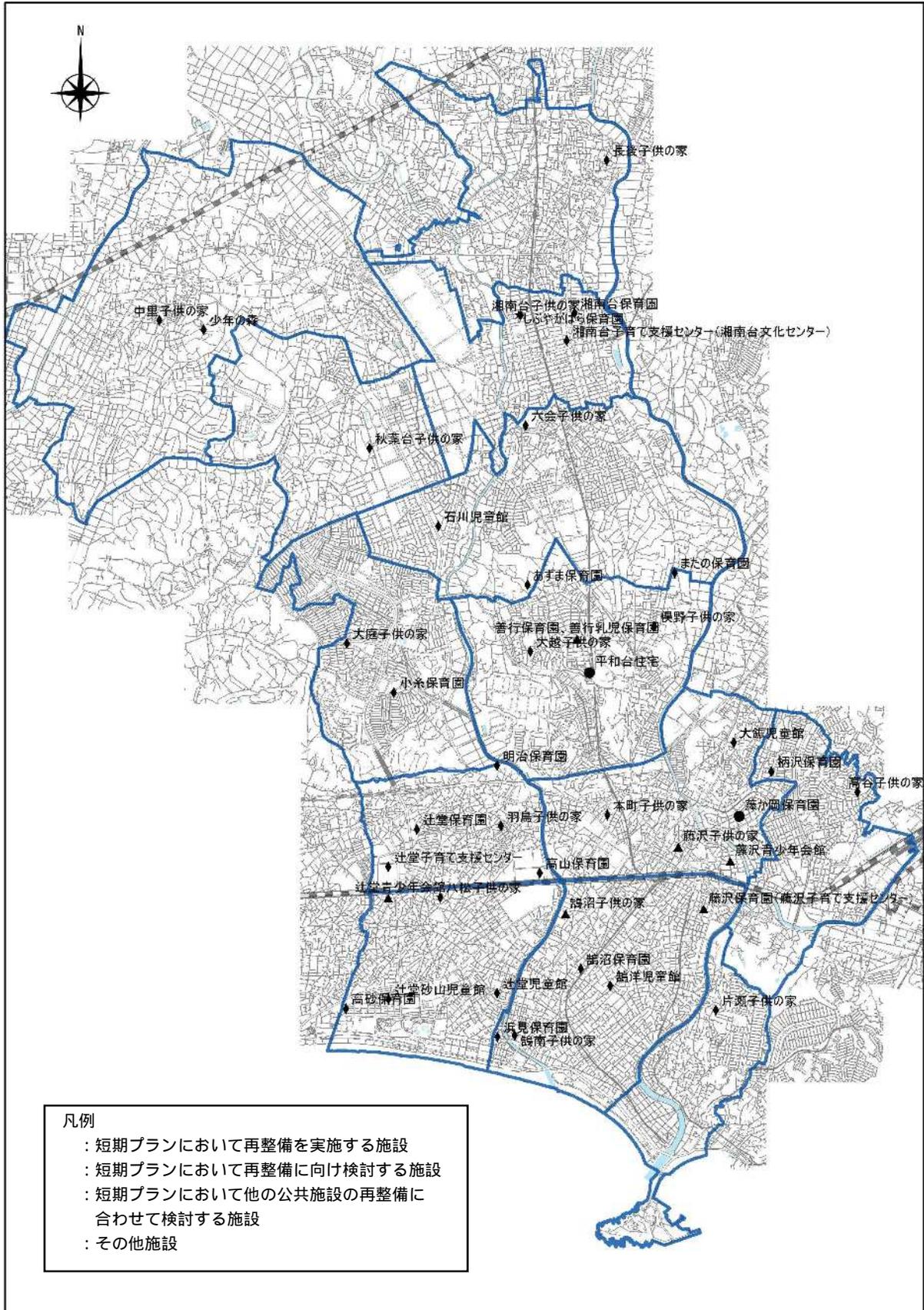
ウ 「他の公共施設の再整備に合わせて検討する施設」

- ・善行保育園・善行乳児保育園(善行市民センター再整備)
- ・藤沢保育園(文化ゾーンの再整備)

(2) 今後、20年間で検討が必要な施設

- ・辻堂保育園
- ・鵜沼保育園
- ・明治保育園
- ・浜見保育園
- ・湘南台保育園
- ・柄沢保育園
- ・高山保育園
- ・またの保育園
- ・小糸保育園

「子ども青少年施設位置図」



(5) 環境施設 [一般会計施設]

【施設一覧】

施設種類	施設名称	分類1	分類2	住所	機能面積 (㎡)	建築年月日	13地区	短期 プラン	複合 施設	備考
収集施設 (2施設)	環境事業センター	義務	市域	遠藤	1,906.68	1980/03/31	遠藤			
	南部収集事務所	義務	市域	稲荷	1,282.60	1999/02/24	善行			
処理施設 (8施設)	石名坂環境事業所	義務	市域	本藤沢二丁目	13,714.43	1984/03/31	善行			
	北部環境事業所	義務	市域	石川	11,703.53	2007/03/31	湘南台			
	リサイクルプラザ藤沢	義務	市域	桐原町	9,112.45	2013/04/01	湘南台			
	谷根最終処分場管理施設	義務	市域	西富	46.92	1979/09/20	藤沢			
	長後中分最終処分場管理施設	義務	市域	長後	18.00	1980/03/31	長後			
	葛原最終処分場管理施設	義務	市域	葛原	172.80	1981/03/10	御所見			リース含む
	葛原第二最終処分場管理施設	義務	市域	葛原	73.70	1989/04/01	御所見			
女坂最終処分場管理施設	義務	市域	用田	414.32	1996/11/29	御所見				
その他 環境施設 (18施設)	六会日大前駅東口公衆便所	任意	地区	亀井野一丁目	43.47	1984/03/31	六会			
	辻堂駅南口公衆便所	任意	地区	辻堂一丁目	32.75	1988/03/31	辻堂			
	湘南ライフタウン公衆便所	任意	地区	遠藤	30.41	1989/03/31	湘南大庭			
	藤沢駅北口公衆便所	任意	地区	藤沢	28.67	1989/05/22	藤沢			
	片瀬東浜公衆便所	任意	地区	片瀬海岸一丁目	62.90	1989/07/17	片瀬			浸水深600
	奥津宮公衆便所	任意	地区	江の島二丁目	80.64	1990/03/26	片瀬			
	藤沢駅南口公衆便所	任意	地区	南藤沢	30.93	1991/03/30	鶴沼			
	江の島公衆便所	任意	地区	江の島二丁目	27.30	1992/03/26	片瀬			
	竜野ヶ岡公衆便所	任意	地区	江の島二丁目	19.94	1995/03/22	片瀬			
	湘南台駅地下公衆便所	任意	地区	湘南台一丁目	81.36	1999/11/01	湘南台			
	長後駅西口公衆便所	任意	地区	下土棚	20.00	2003/03/25	長後			
	辻堂駅北口公衆便所	任意	地区	辻堂神台一丁目	65.65	2009/10/19	明治			
	辻堂駅西口公衆便所	任意	地区	辻堂神台一丁目	38.04	2009/12/28	明治			
	境川水質自動測定所	任意	市域	鶴沼東	24.00	1985/03/01	鶴沼			
	引地川水質自動測定所	任意	市域	鶴沼海岸六丁目	20.00	1986/03/11	鶴沼			浸水深120
	藤沢橋自動車排出ガス測定局	任意	市域	藤沢一丁目	49.70	1999/03/30	藤沢			
	円行ポンプ場	任意	市域	円行二丁目	15.00	1986/01/08	湘南台			
	秋葉台リサイクル展示場	任意	市域	遠藤	281.26	1980/04/29	遠藤			

【再整備に向けた基本方針】

藤沢市は、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、戸別収集の実施、有料指定袋制の導入、収集資源品目の拡大、不燃物からの有価物回収、焼却灰の資源化等ごみの減量と有効利用及び最終処分場の延命化等に取り組んできました。

また、ごみ処理の広域化を進め、循環型社会形成を推進するため、「湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画」を茅ヶ崎市、寒川町と共同で平成23年度に策定しています。

現在は、人口の増加や事業活動の活性化等により、処理すべきごみ量は増加傾向にあり、今後も増加が続くと見込まれていることから、老朽化が進む環境施設について、より効率的・効果的な活用が図れるように、計画的かつ総合的な整備をしていく必要があります。特に、一部焼却施設は老朽化が著しいことから早急に検討を進めます。

今後、環境施設については、「環境への負荷を軽減し、未来につなげる循環型社会の実現に取り組むまち」を基本理念とし、良好な生活環境の維持を可能とし、安心した市民生活の営みを支えるための施設として再整備を進めるとともに、最終処分場の適正管理と延命化を図っていきます。

【施設種類ごとの詳細な再整備の考え方】

「 収集施設 」

1 現状・課題

- ・収集事務所は、市の南北2箇所に配置し、廃棄物の収集運搬業務を行っていますが、収集業務の委託の拡大や資源品目別戸別収集の導入等、収集運搬業務が変化し、南北2箇所の収集事務所の必要性が薄れてきている状況にあります。
- ・環境事業センターは、昭和55年に竣工した施設で、建設から34年が経過し、施設の老朽化が著しく、設備の更新が必要となってきました。
- ・収集事務所の統合に当たっては、廃棄物の収集運搬業務のため、収集車両の出入りによる交通騒音や交通障害などの理由から、工業専用区域等での新たな用地確保が必要となります。また、統合後も現在と同様の運営方法の場合は、現行と同規模の塵芥収集車両58台、その他軽自動車等で約90台の車両スペースが必要となります。

整備計画等	
耐震基準等	「旧耐震基準施設」(1施設/2施設) 環境事業センター

2 再整備の考え方

廃棄物や資源の収集は、市民生活と密着し、衛生上も必要な事業であり、今後とも継続的に事業を執行するため、再整備に当たっては、収集事務所の統合に向けた新たな統合施設用地の確保を前提に、現行施設の建て替えを含め幅広い整備手法について検討します。

3 今後の整備スケジュール

- (1) 平成26年度から平成28年度までに再整備を実施、検討する施設
 - ア 「再整備に向け検討する施設」
 - ・環境事業センター
 - イ 「他の公共施設の再整備に合わせて検討する施設」
 - ・南部収集事務所(環境事業センター再整備)

【施設種類ごとの詳細な再整備の考え方】

「 処理施設」

1 現状・課題

- ・ 藤沢市一般廃棄物処理基本計画では、「環境への負荷を軽減し、未来につなげる循環型社会の実現に取り組むまち」を基本理念に、「 広域連携による施設整備」「焼却施設の延命化」を重点施策とし、施設整備を行ってきました。
- ・ 処理施設は、中間処理施設として、破碎及び資源化を行うリサイクルプラザ藤沢、焼却を行う石名坂環境事業所及び北部環境事業所の3施設、最終処分施設として、谷根最終処分場、長後中分最終処分場、葛原最終処分場、葛原第二最終処分場及び女坂最終処分場の5施設の合計8施設となっています。
- ・ リサイクルプラザ藤沢の破碎施設と資源化施設は平成24年度に完成し、焼却施設の北部環境事業所1号炉は平成18年度に更新工事を完了しましたが、石名坂環境事業所の焼却炉は老朽化が進んでいるため、今後の処理量を考慮し、北部環境事業所を含めた市全体の焼却施設整備計画策定の準備をする必要があります。
- ・ 最終処分場は、4施設が埋め立て処分を完了し、水処理施設等の維持管理をしており、現在、埋め立て処分している女坂最終処分場は適正管理と延命化をしていく必要があります。
- ・ ごみ処理量は、近年微増傾向にあり、今後も人口の増加、事業活動の活性化が見込まれることから、増加傾向が続くと推測されます。

整備計画等	藤沢市一般廃棄物処理基本計画（平成24年3月） 湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画（平成23年10月） 神奈川県湘南東地域 循環型社会形成推進地域計画（平成23年10月）
耐震基準等	「旧耐震基準施設」（5施設 / 8施設） 石名坂環境事業所、北部環境事業所（一部）、谷根最終処分場管理施設、 長後中分最終処分場管理施設、葛原最終処分場管理施設

2 再整備の考え方

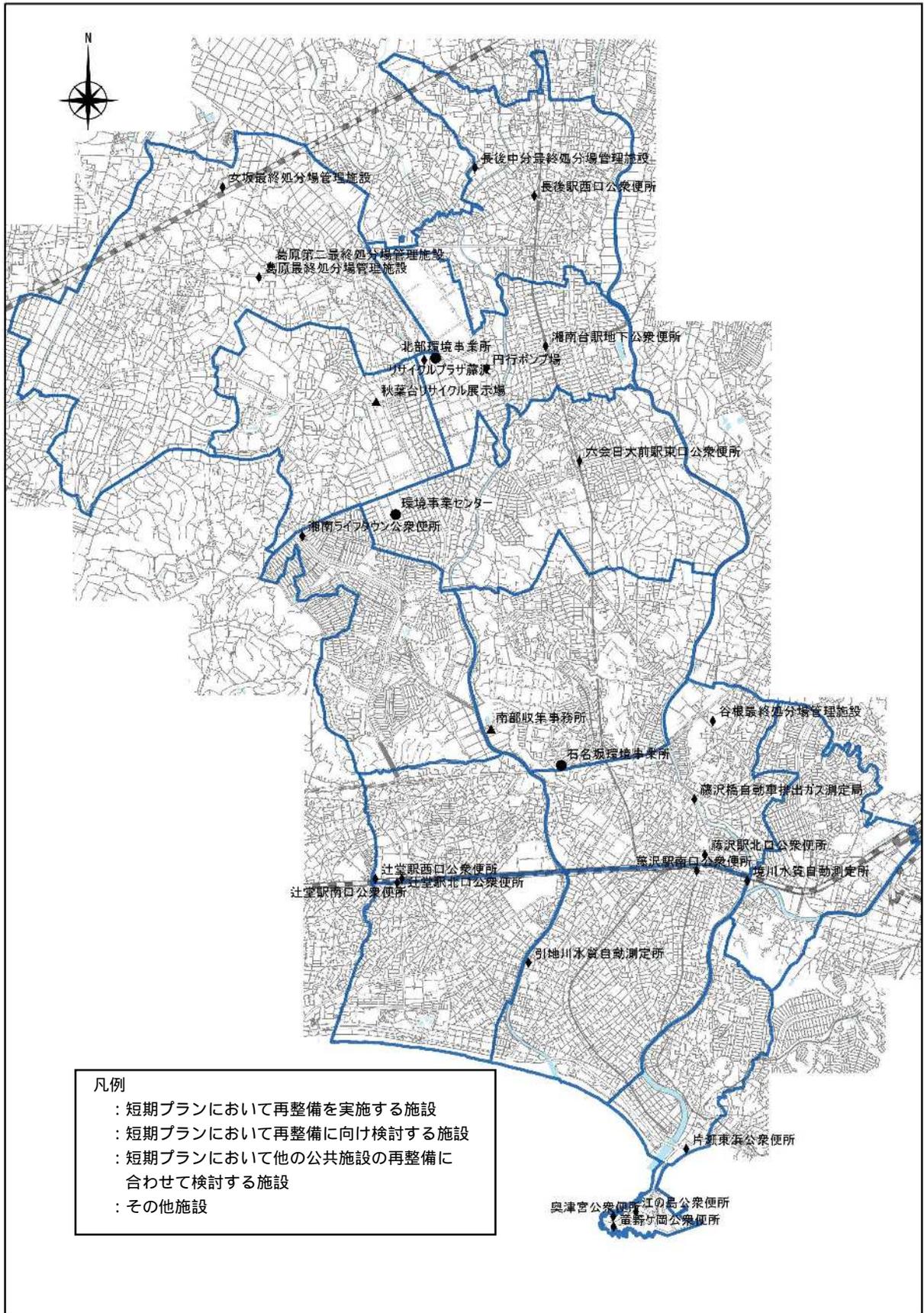
- 再整備に当たり、発電・資源化・公害防止等の処理施設に関する技術は年々進歩しているため、本市の実情に合わせ、環境への影響、経済性及び高効率発電による焼却エネルギーの活用等を総合的に判断し、施設再整備計画を策定します。
- ・ 一般廃棄物の処理は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上のため、停滞の許されない業務であることから、全ての焼却施設について、整合のとれた再整備をしていく必要があります。
 - ・ 大規模災害時において、処理の継続と災害廃棄物の早期処理を可能にするため、施設及び設備の強靭化を図るとともに、廃棄物処理の際に発生する電力を地域に開放するなど、施設の有効利用等を検討します。

- ・エネルギーの地産地消やCO₂の削減など、環境に配慮した施設整備を検討します。
- ・し尿処理施設の再整備について整備計画を策定します。

3 今後の整備スケジュール

- (1) 平成26年度から平成28年度までに再整備を実施、検討する施設
 - ア 「再整備を実施する施設」
 - ・葛原第二最終処分場（上部整備）
 - イ 「再整備に向け検討する施設」
 - ・石名坂環境事業所
 - ・北部環境事業所

「環境施設位置図」



(6) 市営住宅 [一般会計施設]

【施設一覧】

施設種類	施設名称	分類1	分類2	住所	機能面積 (㎡)	建築年月日	13地区	短期 プラン	複合 施設	備考
市営住宅 (25施設)	市営唐池住宅	任意	市域	善行坂二丁目	596.87	1966/03/28	善行			19戸
	市営古里住宅	任意	市域	打戻	20,456.84	1968/02/01	御所見			440戸
	市営遠藤第二住宅	任意	市域	遠藤	14,358.49	1976/03/25	湘南大庭			234戸
	市営滝ノ沢住宅	任意	市域	遠藤	8,626.88	1977/03/17	湘南大庭			150戸
	市営鶴沼住宅	任意	市域	鶴沼海岸四丁目	9,434.11	1985/03/22	鶴沼			135戸 浸水深300
	市営永山住宅	任意	市域	石川四丁目	5,618.71	1987/03/25	遠藤			89戸
	市営長後住宅	任意	市域	長後	6,220.75	1988/07/25	長後			90戸
	市営サシバ-藤沢住宅	任意	市域	鶴沼	2,682.40	1990/03/29	藤沢			37戸
	市営高倉住宅	任意	市域	高倉	2,279.67	1992/11/13	湘南台			37戸
	市営渋谷ヶ原住宅	任意	市域	湘南台四丁目	6,702.89	1993/11/29	湘南台			120戸
	市営遠藤第一住宅	任意	市域	遠藤	3,216.38	1995/03/01	遠藤			50戸
	市営緑ヶ丘住宅	任意	市域	大鋸	1,563.62	2000/02/29	藤沢			22戸
	ホロン・シルバー館	任意	市域	城南二丁目	764.41	-	明治			20戸・貸借
	エスペランサ湘南台	任意	市域	湘南台三丁目	944.96	-	湘南台			20戸・貸借
	サンハイツ藤が谷	任意	市域	鶴沼藤が谷四丁目	639.89	-	鶴沼			18戸・貸借
	スターホーム村岡	任意	市域	村岡東二丁目	761.16	-	村岡			20戸・貸借
	グレース元町	任意	市域	辻堂元町二丁目	844.50	-	辻堂			20戸・貸借
	ヴィンテージ山王	任意	市域	善行三丁目	730.52	-	善行			20戸・貸借
	エスポワール渋谷	任意	市域	長後	798.32	-	長後			20戸・貸借
	コンフォール藤沢(2001)	任意	市域	藤が岡一丁目	2,359.75	-	藤沢			51戸・貸借
	コンフォール藤沢(2004)	任意	市域	藤が岡一丁目	2,561.72	-	藤沢			56戸・貸借
	マカラブア鶴沼	任意	市域	鶴沼海岸七丁目	945.75	-	鶴沼			18戸・貸借
	コンテ川名	任意	市域	川名一丁目	1,010.60	-	村岡			18戸・貸借
	ふじハイツ鶴沼	任意	市域	鶴沼石上二丁目	1,004.27	-	鶴沼			18戸・貸借
	グランソレイユ亀井野	任意	市域	亀井野三丁目	979.01	-	六会			18戸・貸借

* 備考欄の戸数については、各市営住宅の入居可能戸数です。

【再整備に向けた基本方針】

藤沢市は、「健康で安心な暮らしを支える」を基本目標として、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むための住宅を整備し、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸・転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的に市営住宅の提供を行ってきました。

また、超高齢化・少子化社会が到来し、住宅セーフティネットとして担う役割もますます大きくなる中、直接建設型の市営住宅の多くは高度成長期に集中して建設しており、施設の長寿命化や老朽化対策が大きな課題となっています。

今後、市営住宅については、これらの課題を解決するために借上型の市営住宅への移行も含め再整備に向けた検討を行い、健康で安心な暮らしを支える住宅セーフティネットとしての役割を果たす施設としていきます。

【施設種類ごとの詳細な再整備の考え方】

「市営住宅」

1 現状・課題

- ・市営住宅については、公営住宅法において「健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的」と定めており、本市においても、昭和26年度より供給を開始し、現在の管理戸数は、1,740戸となっています。
- ・直接建設型市営住宅については、施設の長寿命化を図っていきませんが、建設当時の居住ニーズの変化による居室構成の変更などを検討する必要があります。
- ・借上型市営住宅については、当初の整備から契約期間の20年を経過し、平成28年から契約期間満了を迎えることとなります。「契約の更新は可能」という国の方針が確認できたため、利用状況や施設状況を考慮した上で、所有者との契約更新や代替住宅の借上を検討する必要があります。
- ・入居機会の公平性を確保していくため、入居後の高額所得者や収入超過者などに対して市営住宅以外の住宅への住み替えの誘導、斡旋など入居者管理の適正化を進めるとともに、入居世帯構成と居住している住戸の間取りのミスマッチへの対応や加齢等による身体状況の変化による低層階への住み替えなど、居住の安定化を図るために適切な対応が必要です。

整備計画等	「市営住宅ストック活用計画」（平成14年3月） 「藤沢市市営住宅等長寿命化計画書」（平成23年3月）
耐震基準等	「旧耐震基準施設」（5施設 / 12施設） 市営遠藤第二住宅(一部)、市営唐池住宅、市営古里住宅、市営滝ノ沢住宅、市営渋谷ヶ原住宅(一部)

2 再整備の考え方

市営住宅の供給については、民間賃貸住宅による住宅供給が進んでいるため、現在の管理戸数を維持するとともに、耐用年数を経過し、老朽化が著しく用途廃止を検討する直接建設型市営住宅については、これに代わる住宅として借上型市営住宅を整備することを基本とします。

- ・公営住宅法では、耐用年数を「耐火構造の住宅70年」、「準耐火構造の住宅45年」としており、これを基本に適切な維持管理を行い、長寿命化を図っていきます。（市営唐池住宅のみ準耐火構造、その他の住宅は耐火構造）
- ・北部第二（三地区）土地区画整理事業地内にある市営住宅用地については、今後の住宅需要などを踏まえた上で、施設整備のあり方について多方面から検討します。

3 今後の整備スケジュール

(1) 平成26年度から平成28年度までに再整備を実施、検討する施設

ア 「再整備を実施する施設」

・市営鵜沼住宅（津波対策整備）

イ 「契約期間満了を迎える借上型の市営住宅」

・ホロン・シルバー館（平成28年8月まで）

・エスペランサ湘南台（平成29年3月まで）

(2) 今後、20年間で検討が必要な施設

ア 直接建設型市営住宅

・市営唐池住宅（用途廃止）

・市営渋谷ヶ原住宅（一部）

・市営古里住宅

イ 借上型市営住宅

・サンハイツ藤が谷（平成30年3月まで）

・スターホーム村岡（平成31年3月まで）

・グレース元町（平成32年3月まで）

・ヴィンテージ山王（平成32年3月まで）

・エスポワール渋谷（平成33年3月まで）

・コンフォール藤沢（平成33年10月、平成36年3月まで）

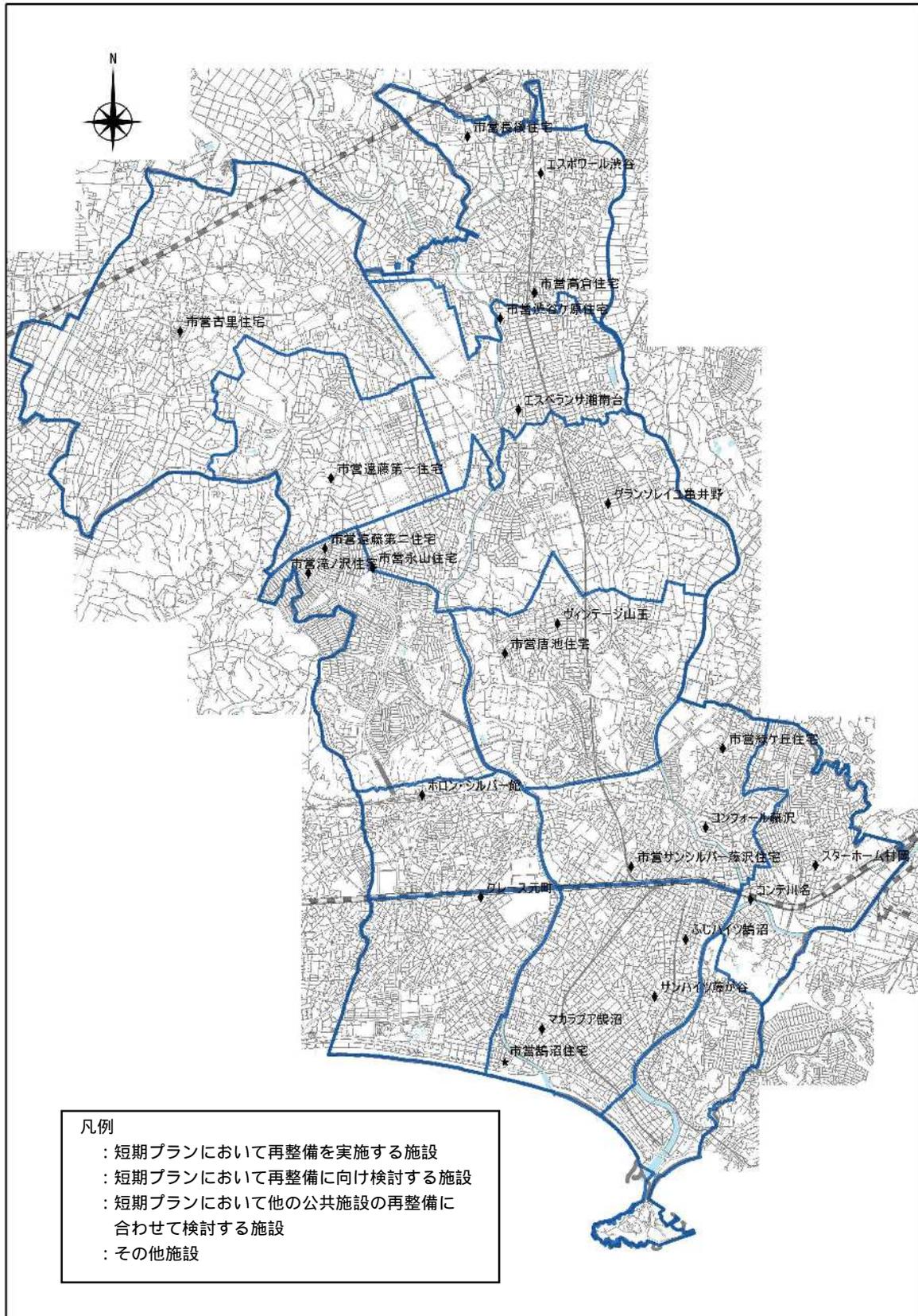
・マカラプア鵜沼（平成36年3月まで）

・コンテ川名（平成43年3月まで）

・ふじハイツ鵜沼（平成45年3月まで）

・グランソレイユ亀井野（平成45年3月まで）

「市営住宅位置図」



(7) 消防施設 [一般会計施設]

【施設一覧】

施設種類	施設名称	分類1	分類2	住所	機能面積 (㎡)	建築年月日	13地区	短期 プラン	複合 施設	備考
消防署等 (39施設)	北消防署	義務	市域	湘南台二丁目	1,467.23	1982/03/02	湘南台			
	南消防署	義務	市域	鶴沼東	3,877.99	1995/08/31	鶴沼			
	南消防署本町出張所(第9分団)	義務	地区	本町四丁目	569.35	1968/01/29	藤沢			
	南消防署菊田出張所(第5分団)	義務	地区	本鶴沼四丁目	440.86	1971/12/15	鶴沼			
	北消防署六会出張所(第16分団)	義務	地区	亀井野四丁目	320.29	1976/03/05	六会			
	北消防署御所見出張所(第30分団)	義務	地区	用田	452.34	1978/03/31	御所見			
	北消防署善行出張所	義務	地区	善行七丁目	329.45	1980/03/25	善行			
	北消防署西部出張所	義務	地区	大庭	399.28	1985/03/29	湘南大庭			
	南消防署辻堂出張所(第10分団)	義務	地区	辻堂五丁目	581.17	1987/11/20	辻堂			
	南消防署鶴沼出張所	義務	地区	鶴沼海岸四丁目	407.34	1990/03/15	鶴沼			浸水深300
	北消防署長後出張所・第24分団	義務	地区	長後	596.01	1992/06/12	長後			別棟
	南消防署村岡出張所	義務	地区	柄沢	629.66	1998/02/16	村岡			
	南消防署片瀬分遣所(第2分団)	義務	地区	片瀬三丁目	176.51	2004/03/19	片瀬			浸水深80
	南消防署明治出張所(明治市民センター)	義務	地区	辻堂新町一丁目	634.34	2006/10/25	明治			
	第11分団器具置場	義務	地区	羽鳥二丁目	239.46	1973/03/31	明治			
	第1分団第2器具置場	義務	地区	江の島二丁目	4.60	1973/12/26	片瀬			
	第15分団器具置場	義務	地区	亀井野	140.77	1986/12/08	六会			
	第6分団器具置場(村岡公民館)	義務	地区	弥勒寺一丁目	59.60	1988/04/02	村岡			村岡公民館 敷地内
	第27分団器具置場	義務	地区	打戻	81.15	1989/03/31	御所見			
	第23分団器具置場	義務	地区	長後	63.76	1990/03/20	長後			
	第12分団器具置場	義務	地区	大庭	63.76	1991/03/28	湘南大庭			
	第25分団器具置場	義務	地区	長後	63.76	1992/03/21	長後			
	第1分団器具置場	義務	地区	江の島一丁目	84.00	1993/03/31	片瀬			浸水深600
	第26分団器具置場	義務	地区	瀬郷	63.76	1993/10/01	御所見			
	第28分団器具置場	義務	地区	宮原	78.32	1996/02/27	御所見			
	第22分団器具置場	義務	地区	高倉	71.38	1997/03/27	長後			
	第19分団器具置場	義務	地区	遠藤	73.32	1998/03/20	遠藤			
	第13分団器具置場	義務	地区	石川一丁目	73.32	1999/03/18	六会			
	第21分団器具置場	義務	地区	高倉	73.32	1999/03/19	湘南台			
	第17分団器具置場	義務	地区	湘南台三丁目	59.66	1999/12/24	湘南台			
	第20分団器具置場	義務	地区	遠藤	62.08	2001/03/02	遠藤			
	第31分団器具置場	義務	地区	葛原	63.44	2002/03/05	御所見			
	第3分団器具置場	義務	地区	片瀬三丁目	63.44	2003/03/18	片瀬			浸水深50
第18分団器具置場	義務	地区	下土棚	63.44	2005/03/03	長後				
第29分団器具置場	義務	地区	菖蒲沢	63.44	2006/03/03	御所見				
第4分団器具置場(鶴沼市民センター)	義務	地区	鶴沼海岸二丁目	65.55	2006/03/22	鶴沼			鶴沼市民 センター 敷地内 浸水深300	
第7分団器具置場	義務	地区	鶴沼石上二丁目	71.48	2009/03/31	鶴沼				
第14分団器具置場	義務	地区	西俣野	71.48	2010/03/31	六会				
第8分団器具置場	義務	地区	西富一丁目	58.60	2014/03/31	藤沢				
その他消防 施設 (5施設)	江の島中器具置場	義務	地区	江の島二丁目	4.70	1970/11/24	片瀬			
	江の島屋外消火栓ポンプ施設	義務	地区	江の島一丁目	23.86	1988/04/01	片瀬			浸水深600
	消防訓練センター(自家用給油所)	義務	市域	石川	807.29	2006/12/21	六会			
	救急ワークステーション	義務	市域	藤沢二丁目	406.64	2013/07/09	藤沢			
亀ヶ岡消防ポンプ置場	義務	地区	江の島二丁目	6.37	2013/12/12	片瀬				

【再整備に向けた基本方針】

消防施設は、火災、救急、救助等の災害発生時における消防活動の拠点であり、その機能は市民の安全と安心に直結するものです。

藤沢市では、「藤沢市消防力の整備指針」において、出動から現場到着までを4分以内で行えるよう消防署所の整備を進めており、現在、設置を進めている遠藤方面への出張所新設により、ほぼ全市的に現場到着4分体制のための施設配置が整います。

また、消防分団器具置場についても各地域に密着した市内31箇所の拠点が適正に配置されているところです。

しかしながら、旧耐震基準で建設され老朽化が進む施設については、「公共施設の安全性の確保」の観点からも万全な状況であるとは言えず、社会構造の変化は、常に新たな災害への対応を必要とし、迅速かつ機動的な消防活動の拠点である消防施設の機能向上が求められています。

今後、消防施設の再整備に当たっては、消防施設に求められる機能を確保するとともに、消防力の要である現場到着時間の平準化を考慮した現行の配置を前提としつつ、周辺施設等との複合化についても検討していきます。

【施設種類ごとの詳細な再整備の考え方】

「消防署等」

1 現状・課題

- ・消防署所については、藤沢市消防力の整備指針において、出動から現場到着までを4分以内に行えるよう施設の設置を進めています。
- ・現在、消防の空白地域であった遠藤方面への出張所新設を進めており、この設置が完了すると、消防署所数は市内15箇所となり、ほぼ全市的に4分体制のための施設配置が整います。
- ・消防団器具置場については、各地域に密着し市民の安全と安心を守るという観点から、市内31箇所に拠点を設けています。今後は、消防団員の処遇改善や男女共同参画も意識した施設の機能強化の検討が必要な状況です。

整備計画等	「消防力の整備指針」(平成12年1月20日施行 消防庁) 「藤沢市消防力の整備指針」(平成25年4月改正)
耐震基準等	「旧耐震基準施設」(6施設/39施設) 南消防署苅田出張所(第5分団)、南消防署本町出張所(第9分団)、北消防署御所見出張所(第30分団)、善行出張所、第1分団第2器具置場、第11分団器具置場 ----- 「出張所と消防団器具置場の複合施設」 南消防署苅田出張所(第5分団)、南消防署本町出張所(第9分団)、南消防署辻堂出張所(第10分団)、北消防署六会出張所(第16分団)、北消防署御所見出張所(第30分団)、南消防署片瀬分遣所(第2分団)

2 再整備の考え方

再整備に当たっては、他の公共施設との複合化の検討を基本としますが、他の消防署所や消防団器具置場との配置状況が消防力において重要であるため、場合により、単独での建て替えによる実施を行います。

- ・設置数については、2消防署、12出張所(遠藤出張所含む)、1分遣所及び31消防団器具置場を原則として維持します。
- ・施設配置については、消防力を左右する現場到着時間の平準化を考慮する必要があり、施設同士が近接する配置は望ましくないことから、建て替えに当たっては、地区ごとの適宜な分散性を視野に入れた検討を行います。
- ・施設の仕様については、地震等の大規模自然災害時における機能確保のため、耐震耐火性の高いものとするとともに、ライフライン、特に通信指令システム等については、完全無停止(法定点検も含め)の条件に耐えられる仕様とします。

- ・自家用給油所について、現在は、消防防災訓練センター（石川）に設置されていますが、市の北部地域に位置することから、南部地域（南消防署苅田出張所）への設置を検討し、全市的な災害時の給油体制の強化、構築を図ります。

これまでに、複合化により整備した施設は、次のとおりです。

施設名称	分類1	分類2	住所	延べ床面積	建築年月日
南消防署明治出張所	義務	地区	辻堂新町一丁目	3,992.90 m ²	H18/10/25
「現在の施設機能」					
明治市民センター、明治公民館、市民図書室、南消防署明治出張所					

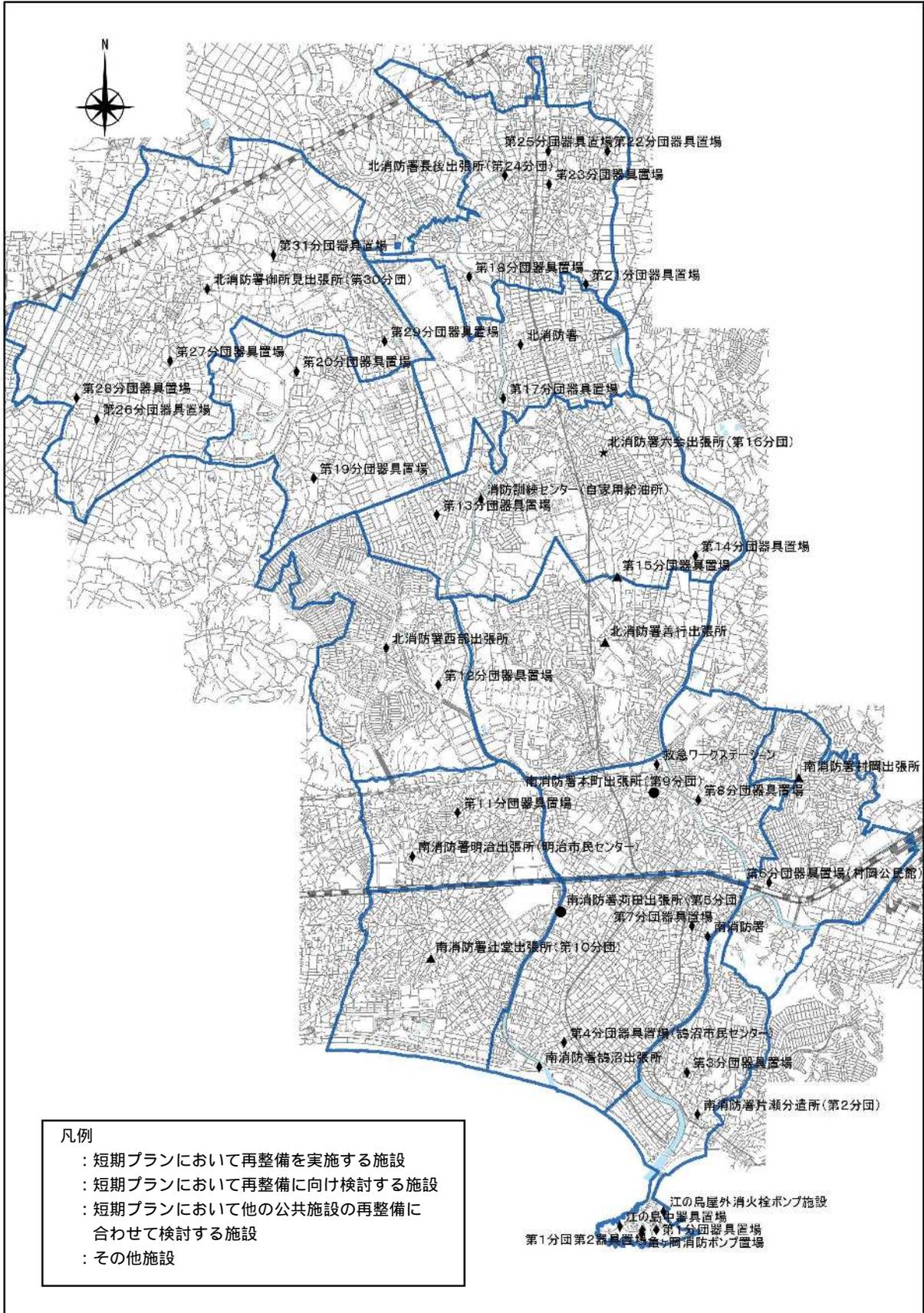
施設名称	分類1	分類2	住所	延べ床面積	建築年月日
北消防署六会出張所・第16分団器具置場（予定）	義務	地区	亀井野四丁目	4,139.03 m ²	H28/03 予定
「施設機能（予定）」					
六会市民センター、六会公民館、市民図書室、地域包括支援センター、地区ボランティアセンター、子育て支援センター、北消防署六会出張所、第16分団器具置場					

3 今後の整備スケジュール

- (1) 平成26年度から平成28年度までに再整備を実施、検討する施設
 - ア 「再整備を実施する施設」
 - ・北消防署六会出張所（第16分団）（六会市民センター再整備）
 - ・北消防署遠藤出張所
 - イ 「再整備に向け検討する施設」
 - ・南消防署本町出張所（第9分団）
 - ・南消防署苅田出張所（第5分団）（自家用給油所）
 - ウ 「他の公共施設の再整備に合わせて検討する施設」
 - ・南消防署辻堂出張所（第10分団）（辻堂市民センター再整備）
 - ・南消防署善行出張所、第15分団器具置場（善行市民センター再整備）
 - ・南消防署村岡出張所（村岡公民館再整備）

- (2) 今後、20年間で検討が必要な施設
 - ・南消防署
 - ・第1分団器具置場
 - ・第23分団器具置場
 - ・第27分団器具置場
 - ・北消防署御所見出張所
 - ・第11分団器具置場
 - ・第25分団器具置場
 - ・第28分団器具置場
 - ・第12分団器具置場
 - ・第26分団器具置場

「消防施設位置図」



(8) 学校施設 [一般会計施設]

【施設一覧】

施設種類	施設名称	分類1	分類2	住所	機能面積 (㎡)	建築年月日	13地区	短期 プラン	複合 施設	備考
小学校・ 中学校・ 特別支援 学校 (55施設)	鶴洋小学校	義務	地区	鶴沼桜が岡三丁目	7,789.31	1960/09/12	鶴沼			リース含む 過大規模 ⁷
	長後小学校	義務	地区	長後	7,147.06	1967/03/30	長後			リース含む
	富士見台小学校	義務	地区	下土棚	6,273.00	1967/03/31	長後			
	大道小学校	義務	地区	朝日町	6,852.81	1968/03/01	藤沢			
	辻堂小学校	義務	地区	辻堂東海岸一丁目	8,124.52	1968/12/01	辻堂			リース含む 過大規模 ⁷
	秋葉台小学校	義務	地区	遠藤	6,666.47	1969/03/31	遠藤			
	鶴南小学校	義務	地区	鶴沼海岸四丁目	6,160.26	1970/03/31	鶴沼			リース含む 浸水深400
	浜見小学校	義務	地区	辻堂西海岸一丁目	5,594.00	1970/03/31	辻堂			
	村岡小学校	義務	地区	弥勒寺一丁目	5,805.18	1971/03/17	村岡			
	藤沢小学校	義務	地区	本町一丁目	6,219.00	1971/03/31	藤沢			
	俣野小学校	義務	地区	西俣野	6,238.68	1971/03/31	六会			
	大越小学校	義務	地区	善行坂一丁目	6,131.00	1971/03/31	善行			
	御所見小学校	義務	地区	打戻	6,350.91	1972/03/08	御所見			
	羽鳥小学校	義務	地区	羽鳥三丁目	5,633.65	1973/03/29	明治			
	片瀬小学校	義務	地区	片瀬二丁目	6,617.41	1973/03/31	片瀬			リース含む
	湘南台小学校	義務	地区	湘南台五丁目	7,154.99	1973/03/31	湘南台			
	明治小学校	義務	地区	城南三丁目	7,872.58	1976/02/05	明治			リース含む
	大庭小学校	義務	地区	大庭	7,682.39	1976/03/31	湘南大庭			
	亀井野小学校	義務	地区	亀井野三丁目	6,473.97	1977/03/31	六会			
	新林小学校	義務	地区	川名	5,912.97	1978/03/31	村岡			
	中里小学校	義務	地区	獺郷	5,729.44	1978/03/31	御所見			適正規模未満 ⁸
	滝の沢小学校	義務	地区	遠藤	7,272.32	1979/03/31	湘南大庭			
	大鋸小学校	義務	地区	大鋸	5,407.16	1980/03/31	藤沢			
	天神小学校	義務	地区	天神町一丁目	5,581.70	1981/03/31	六会			リース含む
	駒寄小学校	義務	地区	大庭	5,534.25	1981/03/31	湘南大庭			
	高谷小学校	義務	地区	高谷	5,882.16	1982/03/31	村岡			
	小糸小学校	義務	地区	大庭	6,566.67	1982/03/31	湘南大庭			
	大清水小学校	義務	地区	大鋸	5,096.39	1983/03/31	藤沢			リース含む
	鶴沼小学校	義務	地区	本鶴沼五丁目	6,690.90	1984/03/30	鶴沼			
	八松小学校	義務	地区	辻堂元町三丁目	6,175.65	1985/03/14	辻堂			リース含む
	石川小学校	義務	地区	石川四丁目	7,726.32	1994/03/24	六会			
	高砂小学校	義務	地区	辻堂西海岸一丁目	7,186.90	1995/07/26	辻堂			
	六会小学校	義務	地区	亀井野	11,258.68	1999/09/21	六会			リース含む 過大規模 ⁷
	善行小学校	義務	地区	善行団地	7,860.79	2009/12/18	善行			
	本町小学校	義務	地区	本町二丁目	8,461.93	2012/03/09	藤沢			
	明治中学校	義務	地区	辻堂新町二丁目	7,933.89	1970/03/31	明治			
	御所見中学校	義務	地区	用田	5,984.00	1971/03/31	御所見			適正規模未満 ⁸
	高浜中学校	義務	地区	辻堂西海岸一丁目	5,828.00	1973/03/31	辻堂			適正規模未満 ⁸
	善行中学校	義務	地区	石川	7,063.76	1976/03/31	善行			
	秋葉台中学校	義務	地区	遠藤	5,967.76	1976/03/31	遠藤			
村岡中学校	義務	地区	弥勒寺二丁目	7,683.81	1980/03/31	村岡				
大庭中学校	義務	地区	大庭	7,661.89	1979/07/31	湘南大庭				
湘南台中学校	義務	地区	湘南台七丁目	7,562.07	1981/03/31	湘南台				
高倉中学校	義務	地区	高倉	6,708.81	1982/03/31	長後				
滝の沢中学校	義務	地区	遠藤	8,156.49	1982/03/31	湘南大庭				
大清水中学校	義務	地区	大鋸	6,291.67	1984/03/31	藤沢			適正規模未満 ⁸	
羽鳥中学校	義務	地区	羽鳥四丁目	6,997.20	1986/03/31	明治			リース含む	
湘洋中学校	義務	地区	辻堂東海岸四丁目	7,643.00	1989/05/31	辻堂			浸水深200	
長後中学校	義務	地区	下土棚	9,172.00	1994/02/01	長後			適正規模未満 ⁸	
鶴沼中学校	義務	地区	鶴沼桜が岡四丁目	8,938.45	1969/09/01	鶴沼			リース含む	
藤ヶ岡中学校	義務	地区	藤が岡三丁目	10,746.09	2000/11/27	村岡				
片瀬中学校	義務	地区	片瀬山四丁目	10,290.75	2003/10/23	片瀬				
第一中学校	義務	地区	鶴沼神明五丁目	9,455.26	2009/03/27	藤沢				
六会中学校	義務	地区	亀井野	9,431.80	2009/09/30	六会				
白浜養護学校	義務	地区	辻堂西海岸一丁目	6,734.08	1997/07/11	辻堂				

7 過大規模となっている学校 (31 学級以上)

8 適正規模に達していない学校 (12 ~ 18 学級未満)

【再整備に向けた基本方針】

学校施設の整備については、藤沢市教育振興基本計画の基本理念や基本方針などに基づき、改築・改修をはじめ、環境に配慮した整備など計画的に取り組んできました。

しかし、阪神・淡路大震災を機に平成21年度まで耐震補強を中心に整備を行ったことで、建築後30年以上を経過した校舎棟のある学校が76%を占めるなど、老朽化が著しい状況です。

また、国の義務教育改革や多様化する教育内容の変化に施設が対応しきれていないことや児童生徒の増減に伴い、適正規模に達していない学校がある一方、教室不足が生じている学校があり、学校規模の差が大きくなるなど様々な課題が生じています。

こうした課題に対応するため、今後の学校施設の再整備については、ハード・ソフト両面から基本的な考えをまとめ、再整備計画を策定していきます。ハード面では、国の長寿命化方針に沿った整備を基本とし、順次耐力度調査を行った上で、長寿命化若しくは建て替えを判断し、再整備計画に盛り込んでいきます。一方、ソフト面では、国の義務教育改革などの変化を整理し、使いやすさや必要な部屋数など施設に求めるものを明確にし、再整備計画に反映させていきます。

また、児童生徒数の長期的分析や諸条件を考慮した上で、学校の統廃合・学区変更の検討や学校教育と関連性の高い公共施設との複合化の検討、さらには、学校施設は地域活動の中心的施設であり、防災活動の場としての側面もあることから、地域住民の利用も考慮した施設としての検討も行います。

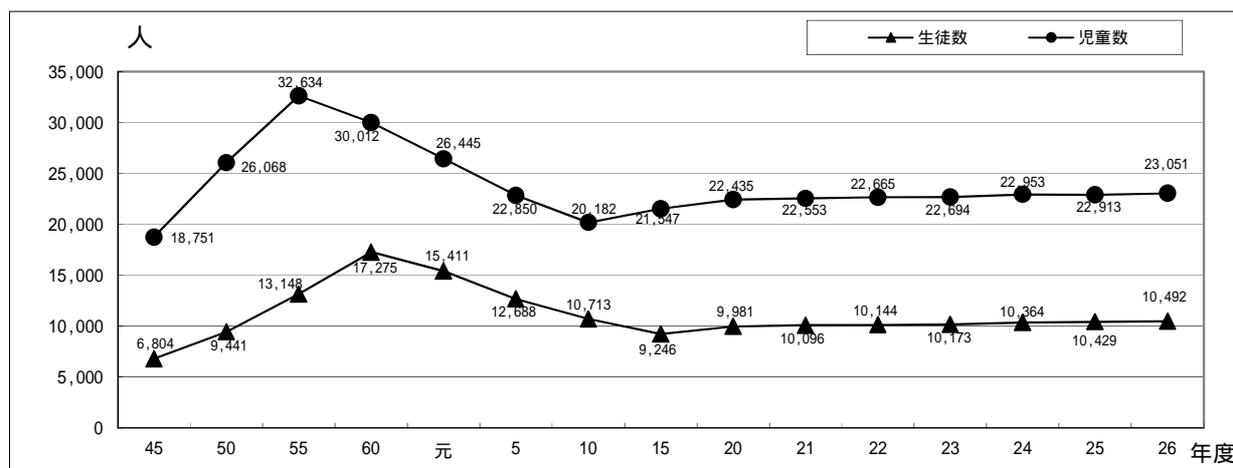
【施設種類ごとの詳細な再整備の考え方】

「小学校・中学校・特別支援学校」

1 現状・課題

- ・「藤沢市教育振興基本計画」における基本理念『未来を拓く「学びの環」ふじさわ』が目指す、学びを通して人と地域がつながる生涯学習社会の構築を念頭に、学校施設整備の基本方針や実施事業を定め、計画的に施設整備を進めています。
- ・小学校については、平成6年度に新設した石川小学校を最後に現在は35校、中学校については、昭和61年度に新設した羽鳥中学校を最後に19校となっています。特別支援学校については、平成9年度に白浜養護学校を改築し、全体で55校となっています。この55校については、平成21年度で校舎と屋内運動場の耐震診断・耐震改修工事を終了しています。（本町小学校校舎は、平成23年度改築済）
- ・児童生徒数については、昭和55年から昭和60年にかけて約4万7千人をピークに年々減少し、平成15年の約3万8百人を境に微増に転じ、現在は約3万3千人となっています。

図 児童生徒数の推移



（出典：藤沢市立学校施設の概要から）

- ・現在、小学校35校のうち、適正規模⁹に達していない学校は1校、過大規模¹⁰となっている学校が3校あり、地区により児童数の推移に差がある状況です。また、仮設校舎を利用している学校が10校あり、さらに平成26年度、平成27年度にそれぞれ1校ずつ、仮設校舎を建設し、教室不足の解消を図っていく予定となっています。

9、10 学校教育法施行規則第41条において、小学校の学級数は、「12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときはこの限りでない。」（中学校は、同規則第79条で準用）とされ、公立小中学校の国庫負担事業認定の手引きでは、適正規模校を12～18学級、過大規模校を31学級以上としています。

- ・ 中学校 19 校のうち、適正規模に達していない学校は 4 校、仮設校舎を利用している学校が 2 校となっています。
- ・ 国が行っている義務教育の制度改革の動向を注視しながら、変化する教育内容に適合可能な施設づくりを目指すとともに、将来的に人口動態や児童生徒数の推計を長期的に分析する中で、学校規模の縮小・統廃合及び学区の見直しを視野に入れた検討が必要となっています。

整備計画等	「藤沢市教育振興基本計画」(平成 23 年 3 月施行)
耐震基準等	<p>「旧耐震基準施設」(32 施設 / 55 施設)</p> <p>藤沢小学校、明治小学校、鵜沼小学校、村岡小学校、辻堂小学校、鵜洋小学校、片瀬小学校、大道小学校、秋葉台小学校、御所見小学校、長後小学校、富士見台小学校、鵜南小学校、浜見小学校、俣野小学校、大越小学校、羽鳥小学校、湘南台小学校、大庭小学校、亀井野小学校、新林小学校、中里小学校、滝の沢小学校、大鋸小学校、明治中学校、鵜沼中学校、御所見中学校、高浜中学校、善行中学校、秋葉台中学校、大庭中学校、村岡中学校</p> <p>旧耐震基準施設については、校舎が複数棟ある場合、1,000㎡以上の旧耐震基準の校舎を保有する学校を対象としています。</p>

2 再整備の考え方

(1) 学校施設再整備計画の策定

- ・ 文部科学省から学校の再整備については、これまで 40 年程度で改築していたものを 70 年から 80 年に延ばしていく、長寿命化方針が打ち出されています。
- ・ 本市の学校施設の現状は、建築後 40 年を経過している校舎棟を有する学校が 23 校で、一般的に老朽化が進んでいると言われている 30 年を経過している学校としては 42 校となっており、老朽化が著しい状況となっています。
- ・ 施設の老朽化の状況を詳細に把握するため、平成 27 年度から建物の耐力度調査を計画的に実施し、調査については、当面、建築後 40 年を経過した建物を有する学校を優先的に行うこととし、その調査結果に基づく建物の状態に応じて長寿命化若しくは建て替えを判断します。
- ・ 再整備に当たっては、多様化する教育内容の変化を見据え、学校で必要とされる教育環境及び施設のあり方について教育委員会内部で検討を進め、将来人口推計や児童生徒数の推移などの諸条件の整理を行った上で、学校施設再整備計画を策定します。
- ・ 建築後 40 年に満たない施設について、施設の状況に応じて、耐用年数を経過した設備の改修・更新や外壁改修などの維持保全工事を再整備と並行して計画に位置づけていきます。

(2) 学校施設の統廃合、通学区域の変更の検討

- ・児童生徒数の減少が顕著となり、適正規模に達しない状態が続いている学校がある一方、教室不足が生じている学校があるなど、地域によって学校規模の差が大きくなっています。
- ・今後は児童生徒数の推移等や学校施設の状況等を総合的に判断した中で、学校の統廃合やこれに伴う通学区域の変更について検討します。

(3) 複合化に対する考え方

- ・学校については、児童生徒と地域住民とが有効に活用できる地域に開かれた学校づくりを目指す必要があります。このことから建て替え等の再整備に当たっては、児童の居場所づくりとなる施設や学校教育との関連性の高い公共施設との複合化を検討します。
- ・複合化に当たっては、児童生徒の適切な教育環境の確保のため、出入口を分離するなどセキュリティを厳格に行う必要があります。
- ・今後、校舎を建て替える場合は、児童生徒数の将来的な減少を考慮し、統廃合の検討と併せて学校教育と関連性の高い公共施設など、他用途への転用しやすさも考慮した検討をします。

3 今後の整備スケジュール

(1) 平成26年度から平成28年度までに再整備を実施、検討する施設

ア 「再整備を実施する施設」

- ・大鋸小学校、高谷小学校（仮設校舎新設）
- ・滝の沢小学校、駒寄小学校、大清水小学校（給食調理場新設）
- ・湘洋中学校（津波対策整備）

イ 「計画等の策定」

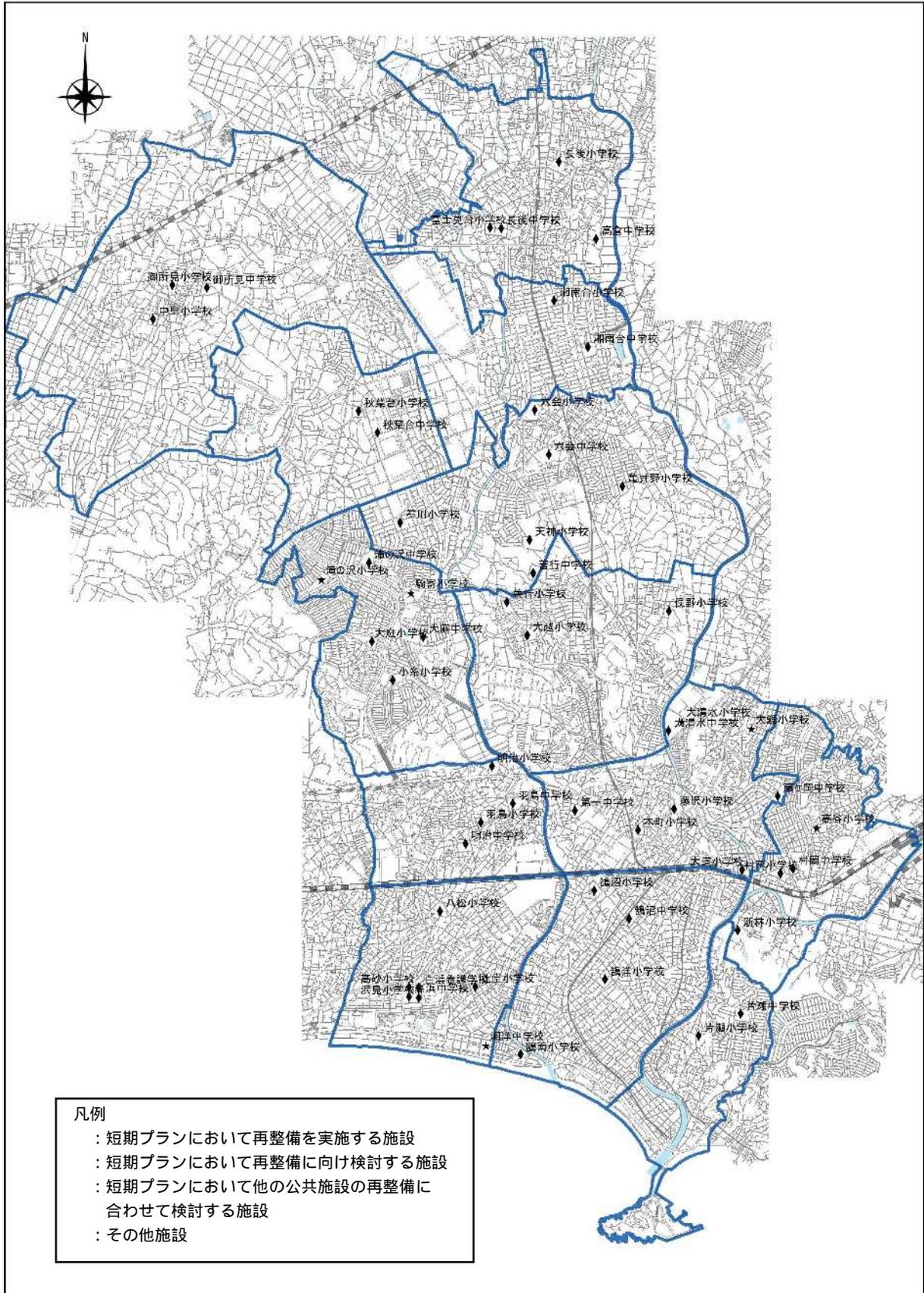
- ・学校施設再整備計画の策定

(2) 今後、20年間で検討が必要な施設(建築後40年以上経過を優先)

- ・藤沢小学校 ・明治小学校 ・鵜沼小学校 ・村岡小学校
- ・辻堂小学校 ・鵜洋小学校 ・片瀬小学校 ・大道小学校
- ・長後小学校 ・富士見台小学校 ・鵜南小学校 ・浜見小学校
- ・俣野小学校 ・大越小学校 ・羽鳥小学校 ・湘南台小学校
- ・明治中学校 ・鵜沼中学校 ・御所見中学校 ・高浜中学校
- ・六会中学校（屋内運動場）

* 建築後40年以上経過した校舎を有する学校のうち、大規模改修を実施した秋葉台小学校（平成16年実施）・御所見小学校（平成17年実施）、八松小学校（建築後40年以上経過した校舎の面積が1,000㎡未満）を除く。

「学校施設位置図」



(9) 保健医療関連施設 [一般会計施設]

【施設一覧】

施設種類	施設名称	分類1	分類2	住所	機能面積 (㎡)	建築年月日	13地区	短期 プラン	複合 施設	備考
保健医療 関連施設 (5施設)	大庭台墓園	義務	市域	大庭	6,068.04	1982/03/23	湘南大庭			
	斎場	義務	市域	大庭	1,377.71	1986/07/29	湘南大庭			
	藤沢聖苑	義務	市域	大鋸	3,085.07	1991/06/13	藤沢			
	保健医療センター	義務	市域	大庭	6,840.88	1994/03/22	湘南大庭			
	保健所	義務	市域	鶴沼	6,145.20	2006/01/24	鶴沼			

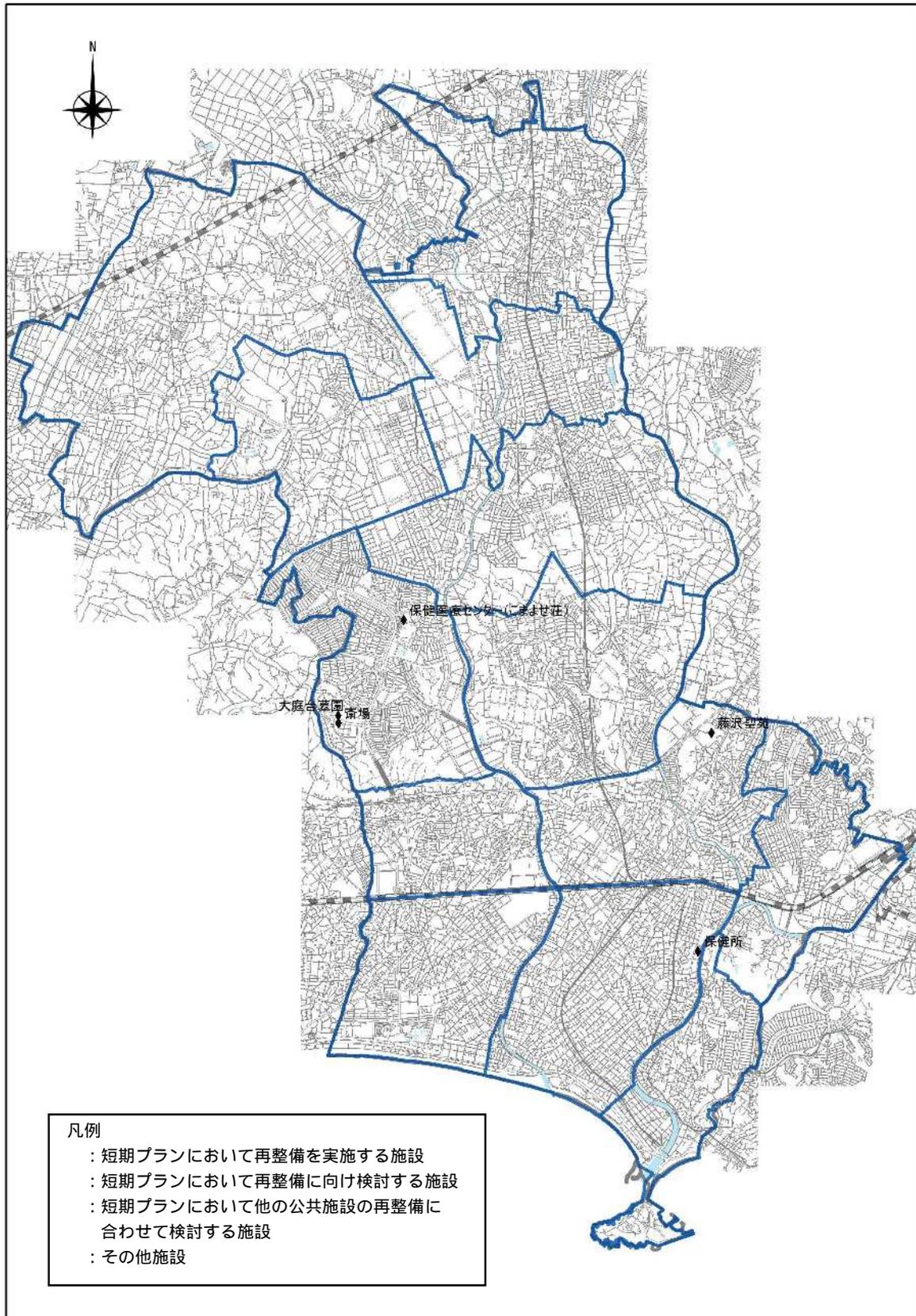
【再整備に向けた基本方針】

藤沢市は、健康で安心な暮らしを支えるために、住み慣れた地域の中で生涯を通じて健康で安心して暮らし続けられるよう、保健、医療等をきめ細やかに展開、充実することで健康を増進し、健やかで安心な暮らしが実感できる都市を目指しています。

保健医療関連施設については、ほとんどの施設が新耐震基準により整備されていますが、多くが建築後20年を超えており、一部老朽化による市民への利便性の低下も見受けられます。

今後、保健医療関連施設については、各施設の果たす役割や求められる機能が維持できるように施設や設備の更新等を適切に行い施設の長寿命化を図っていくとともに、社会状況や新たなニーズに応じた機能追加等の検討を行い、再整備を進めます。

「保健医療関連施設位置図」



(10) 産業・観光施設 [一般会計施設]

【施設一覧】

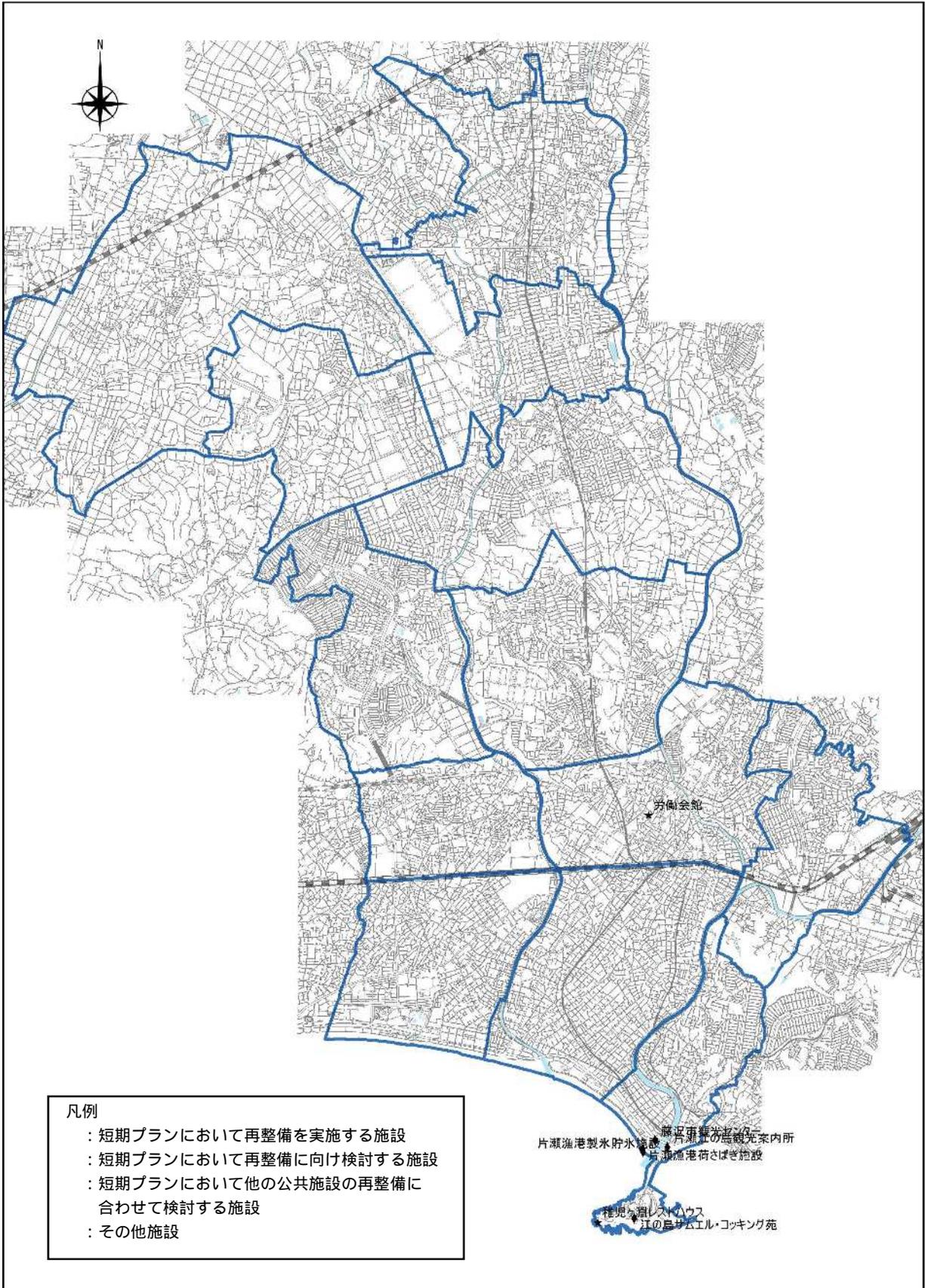
施設種類	施設名称	分類1	分類2	住所	機能面積 (㎡)	建築年月日	13地区	短期 プラン	複合 施設	備考
産業・観光 施設 (7施設)	稚児ヶ淵レストハウス	任意	地区	江の島二丁目	60.40	1961/03/31	片瀬			
	労働会館	任意	市域	本町一丁目	3,261.78	1976/04/23	藤沢			
	片瀬江の島観光案内所	任意	地区	片瀬海岸一丁目	105.16	1991/12/25	片瀬			水深300
	江の島サムエル・コッキング苑	任意	地区	江の島二丁目	242.31	2003/04/01	片瀬			
	片瀬漁港荷さばき施設	任意	地区	片瀬海岸二丁目	388.92	2006/03/31	片瀬			水深600
	片瀬漁港製氷貯氷施設	任意	地区	片瀬海岸二丁目	120.00	2007/03/27	片瀬			水深600
	藤沢市観光センター	任意	地区	片瀬海岸二丁目	396.99	2007/04/13	片瀬			水深300

【再整備に向けた基本方針】

藤沢市は、「地域経済を循環させる」を基本目標として、新産業の創出や中小企業への経営支援、商店街の再活性化、地産地消の推進により都市農業と水産業を守り育てるとともに、国内外からの観光誘客をさらに進め、「選ばれる藤沢市」となることを推し進めてきました。

今後、産業・観光施設については、施設により利用者の形態や将来像が大きく異なるため、必要な機能を施設ごとにその都度検証し、他の機能を持った公共施設との複合化を検討しながら、地域経済を循環させることが可能な施設として維持・発展させていきます。

「産業・観光施設位置図」



(1 1) 公園施設 [一般会計施設]

【施設一覧】

施設種類	施設名称	分類1	分類2	住所	機能面積 (㎡)	建築年月日	13地区	短期 プラン	複合 施設	備考
公園施設 (2 8 施設)	片瀬山公園	任意	地区	片瀬三丁目	8.40	1976/04/01	片瀬			
	西浜公園	任意	地区	片瀬海岸三丁目	162.70	1983/03/31	片瀬			浸水深400
	新林公園	任意	地区	川名	307.53	1983/09/29	村岡			
	秋葉台公園	任意	地区	遠藤	238.09	1984/10/01	遠藤			
	八部公園	任意	地区	鶴沼海岸六丁目	48.50	1985/07/11	鶴沼			浸水深200
	遠藤公園	任意	地区	遠藤	28.80	1985/08/01	湘南大庭			
	二番橋公園	任意	地区	大庭	41.00	1985/08/01	湘南大庭			
	大庭城址公園	任意	地区	大庭	330.02	1985/09/14	湘南大庭			
	翠ヶ丘公園	任意	地区	西富	29.92	1987/03/30	藤沢			
	鶴沼海浜公園	任意	地区	鶴沼海岸四丁目	715.41	1988/08/15	鶴沼			浸水深400
	長久保公園(都市緑化植物園)	任意	地区	辻堂太平台二丁目	869.40	1989/03/28	辻堂			
	小糸台公園	任意	地区	大庭	22.85	1989/03/31	湘南大庭			
	舟地蔵公園	任意	地区	大庭	23.80	1989/04/10	湘南大庭			
	湘南台公園	任意	地区	湘南台七丁目	85.20	1990/03/30	湘南台			
	引地川緑地(鶴沼海岸)	任意	地区	鶴沼海岸六丁目	46.33	1991/03/25	鶴沼			浸水深200
	天神公園	任意	地区	天神町二丁目	14.38	1992/03/31	六会			
	御殿辺公園	任意	地区	藤沢二丁目	4.40	1993/03/31	藤沢			
	伊勢山緑地	任意	地区	藤沢四丁目	12.15	1995/03/29	藤沢			
	奥田公園	任意	地区	鶴沼東	10,476.34	1995/08/01	鶴沼			
	外原公園	任意	地区	大鋸	2.98	1999/02/17	藤沢			
	引地川親水公園(稲荷)	任意	地区	稲荷	86.64	2003/02/24	善行			
	なかむら公園	任意	地区	石川一丁目	11.62	2005/03/29	六会			
	長後憩いの森	任意	地区	長後	8.16	2008/03/31	長後			
	桐原公園	任意	地区	桐原町	16.91	2010/03/31	湘南台			
	神台公園	任意	地区	辻堂神台一丁目	55.21	2012/02/10	明治			
	円行公園	任意	地区	湘南台三丁目	19.56	2012/02/27	湘南台			
	烏森公園	任意	地区	鶴沼神明二丁目	13.97	2014/02/07	鶴沼			
	柄沢公園	任意	地区	藤が岡三丁目	14.22	2014/03/28	村岡			

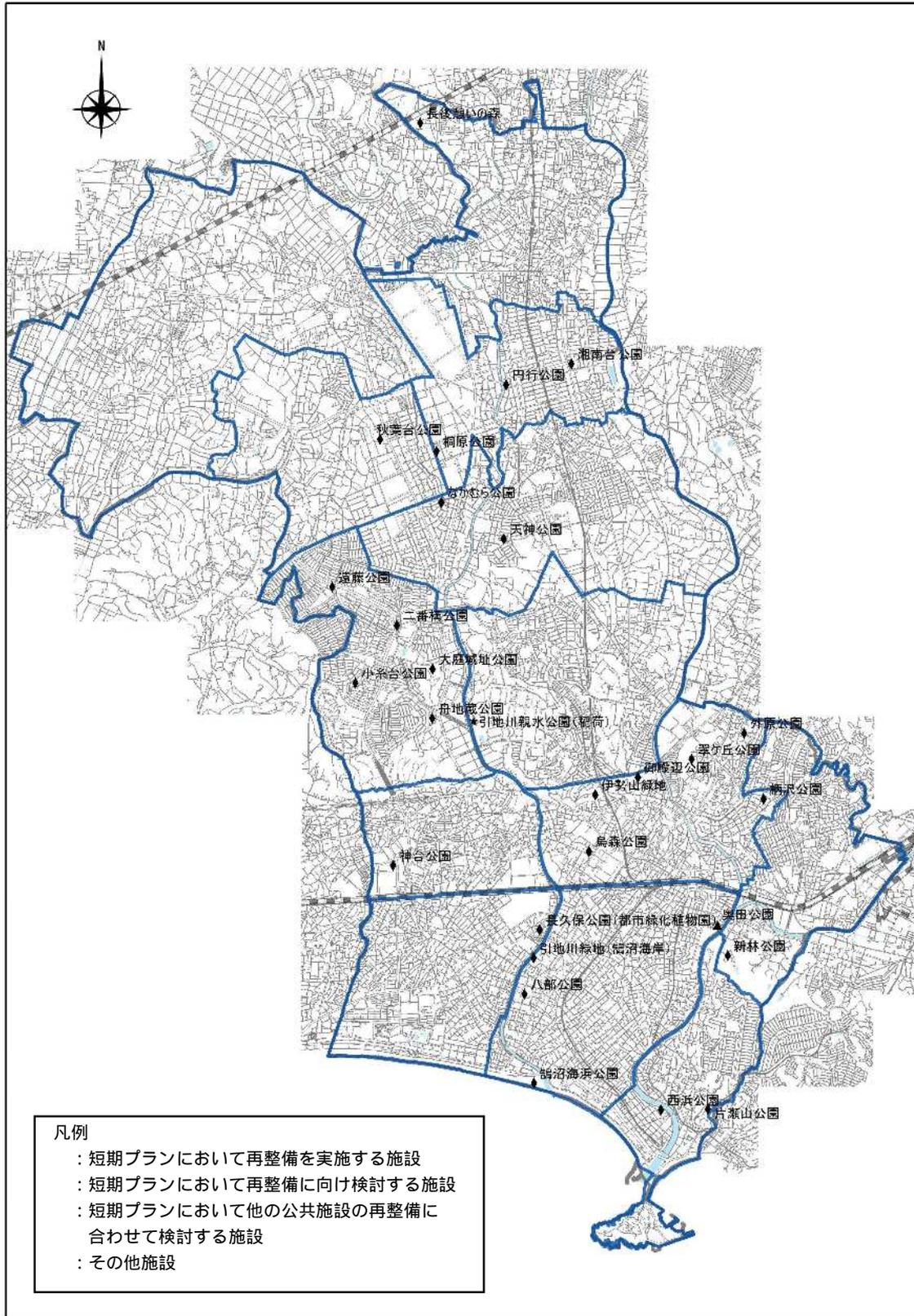
【再整備に向けた基本方針】

藤沢市は、これまで環境保全・防災・景観・レクリエーション活動などの多様な機能を持ち、生物生息・生育空間としても必要不可欠な緑の空間として公園・緑地の整備を進めてきました。

都市公園法運用指針では、誘致距離 2 5 0 m の範囲内で 1 箇所の公園整備を標準としていることから、本市としても、公園の空白地域がないよう、順次、公園整備を行ってきており、現在までに 2 9 5 箇所の公園・緑地を開設し、多くの市民が自然とのふれあいの場や交流の場、健康増進のための運動の場として利用しています。

そうした中、平成 2 3 年度には公園施設長寿命化計画を策定し、管理棟やトイレを含めた公園施設の適切な維持管理を行っていくとともに、経年劣化により老朽化した公園施設については、安全で安心して利用できるよう再整備を進めます。

「公園施設位置図」



(1 2) 教育関連施設 [一般会計施設]

【施設一覧】

施設種類	施設名称	分類1	分類2	住所	機能面積 (㎡)	建築年月日	13地区	短期 プラン	複合 施設	備考
教育関連 施設 (4施設)	教育文化センター	任意	市域	大鋸	1,808.74	1982/03/08	藤沢			
	ハケ岳野外体験教室	任意	市外	長野県南佐久郡	5,055.56	1992/03/06	市外			
	ハケ岳野外体験教室職員住宅	任意	市外	長野県南佐久郡	331.24	1992/10/28	市外			
	学校教育相談センター	任意	市域	善行七丁目	600.00	2008/04/01	善行			リース

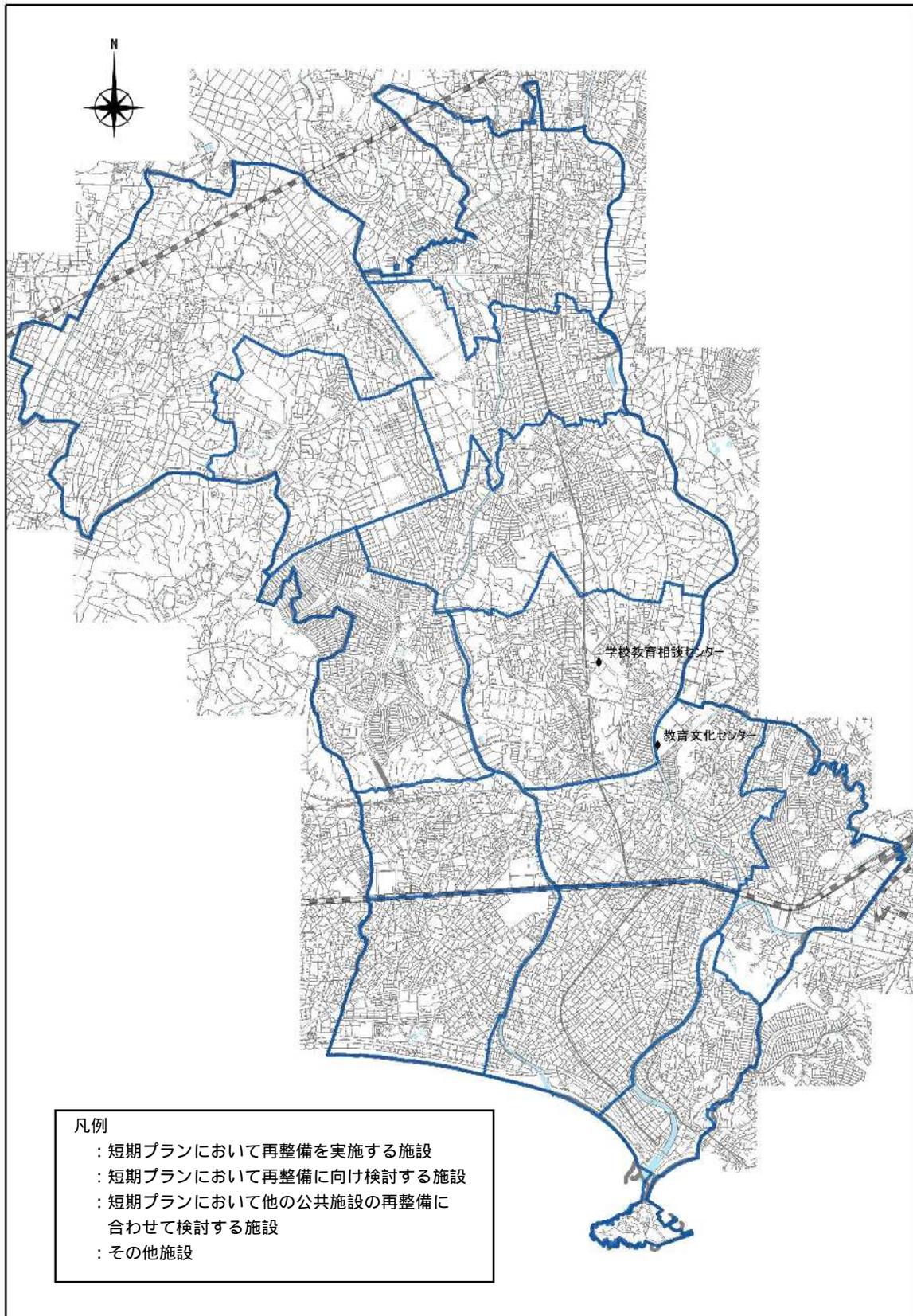
【再整備に向けた基本方針】

藤沢市は、教育文化の振興や教育関係職員の資質及び指導力の向上、児童生徒への創造性豊かな教育活動の推進など、各教育施設において、様々な事業を展開することにより「子どもたちの生きる力」の育成や本市の教育力向上に向けた取組を進めてきました。

現在、少子高齢化や情報化の進展など、社会情勢の急激な変化にともない、市民の価値観も多様化し、児童生徒及び市民を取り巻く状況も大きく変化するなかで、教育関連施設が担う役割はますます大きくなっています。

このことから、教育関連施設の再整備に当たっては、社会状況に応じた機能を維持し、修繕・改修等による長寿命化を図っていく中で、より充実した教育活動の場として、教育的課題に対応する施設としていきます。

「教育関連施設位置図」



(1 3) 市庁舎 [一般会計施設]

【施設一覧】

施設種類	施設名称	分類1	分類2	住所	機能面積 (㎡)	建築年月日	13地区	短期 プラン	複合 施設	備考
市庁舎 (9施設)	市役所本庁舎	義務	市域	朝日町	14,406.97	1951/03/10	藤沢			リース含む
	新館	義務	市域	藤沢	12,692.48	1983/05/24	藤沢			
	文書館	義務	市域	朝日町	690.24	1985/03/04	藤沢			
	総合防災センター	義務	市域	朝日町	3,710.61	2002/06/30	藤沢			リース
	庁舎(ココテラス湘南内)	義務	市域	辻堂神台二丁目	341.65	-	明治			賃借
	庁舎(藤沢市まちづくり協会ビル内)	義務	市域	円行二丁目	2,442.72	-	湘南台			賃借
	駐車場(藤沢市まちづくり協会)	義務	市域	円行二丁目	156.00	-	湘南台			賃借
	長後地区整備事務所	義務	市域	高倉	178.03	1986/03/31	長後			
	環境保全課分析担当(辻堂浄化センター内)	義務	市域	辻堂西海岸三丁目		1963/04/01	辻堂			

* 庁舎整備等による一時的な賃借施設は除く

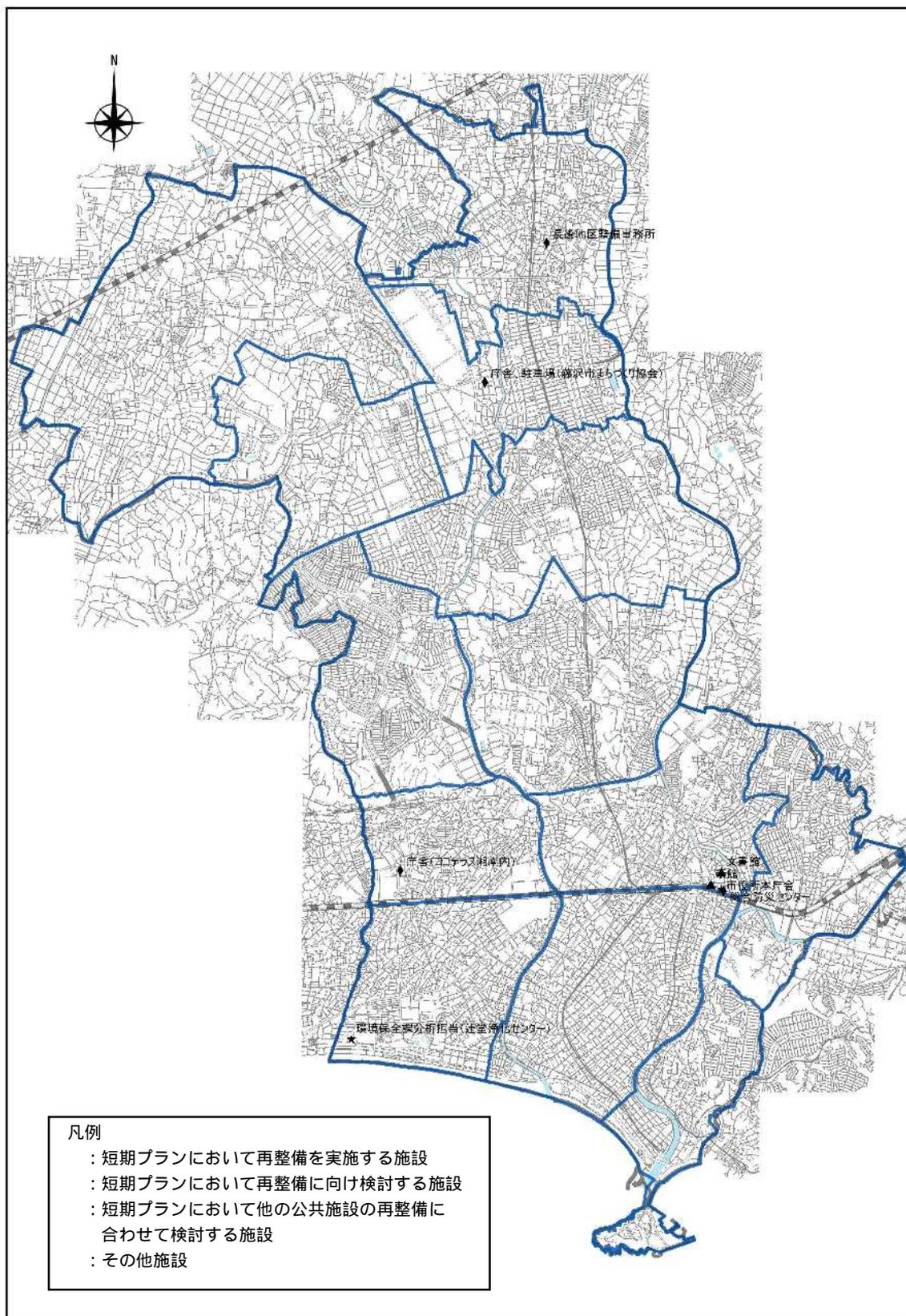
【再整備に向けた基本方針】

市庁舎機能の再整備に当たっては、地方分権を見据えた新たな業務、ICTを活用した市民サービスの向上、行政事務の効率化など十分に勘案する必要があります。また、現在の市庁舎は老朽化により、新たな行政ニーズに対応するための執務室の確保等が課題となっています。

このことから庁舎整備については、「人・環境にやさしい市民に親しまれる庁舎」を柱として、「1 機能的・効率的な庁舎」、「2 市民に親しまれる庁舎」、「3 安全・安心を支える庁舎」、「4 人にやさしい庁舎」、「5 環境にやさしい庁舎」を基本に将来を見据えた庁舎整備を進めていきます。

なお、各施設については、それぞれの庁舎機能の特性を踏まえた上で、他の施設との複合化等の再整備を検討していきます。

「市庁舎位置図」



(1 4) その他施設 [一般会計施設]

【施設一覧】

施設種類	施設名称	分類1	分類2	住所	機能面積 (㎡)	建築年月日	13地区	短期 プラン	複合 施設	備考
その他 (28施設)	元藤が岡職員住宅	任意	地区	藤が岡二丁目	1,470.80	1963/08/12	藤沢			使用中止
	元観光課倉庫	任意	地区	江の島一丁目	14.87	1966/08/25	片瀬			浸水深500
	元藤沢航空隊付近市有山林管理棟	任意	地区	大庭	66.23	1971/08/31	善行			
	元職員藤が岡寮	任意	地区	藤が岡二丁目	1,356.81	1989/03/17	藤沢			使用中止
	元なぎさ事務所	任意	地区	片瀬海岸一丁目	167.28	1992/03/26	片瀬			浸水深200
	藤沢市防災備蓄倉庫(善行)	任意	地区	善行団地	32.15	1973/04/01	善行			
	資材置場	任意	地区	湘南台二丁目	113.30	1988/03/24	六会			
	藤沢駅南口エレベーター棟	任意	地区	南藤沢	70.36	1993/11/09	鶴沼			
	西俣野排水機場	任意	地区	西俣野	115.50	1994/03/31	善行			
	藤沢駅北口市役所前第1自転車等駐車場	任意	地区	藤沢	848.50	1988/11/01	藤沢			
	藤沢駅北口市役所前第2自転車等駐車場	任意	地区	藤沢	350.62	1989/03/31	藤沢			
	辻堂駅北口自転車等駐車場	任意	地区	辻堂新町一丁目	2,454.62	1990/03/31	明治			
	辻堂駅南口自転車等駐車場	任意	地区	辻堂一丁目	948.30	1990/03/31	辻堂			
	藤沢駅北口自転車等駐車場	任意	地区	藤沢	1,499.94	1996/11/01	藤沢			
	藤沢駅南口自転車等駐車場	任意	地区	南藤沢	1,405.79	1990/09/01	鶴沼			
	長後駅東口自転車等駐車場	任意	地区	長後	1,210.22	1993/01/31	長後			
	鶴沼海岸自転車等駐車場	任意	地区	鶴沼海岸二丁目	1,181.60	1994/03/31	鶴沼			浸水深200
	六会日大前駅西口自転車等駐車場	任意	地区	亀井野	943.02	1997/03/25	六会			
	六会日大前駅東口自転車等駐車場	任意	地区	亀井野一丁目	421.30	2006/03/30	六会			
	辻堂駅北口交通広場自転車等駐車場	任意	地区	辻堂神台一丁目	921.60	2009/07/03	明治			
	南自転車等保管所	任意	地区	鶴沼神明一丁目	348.24	1990/10/11	藤沢			
	北自転車等保管所	任意	地区	長後	448.42	1996/03/29	長後			
	南自転車等保管所	任意	地区	鶴沼神明一丁目	33.00	2007/04/01	鶴沼			リース
	南自転車等保管所第2	任意	地区	鶴沼神明一丁目	668.40	2007/04/01	藤沢			リース
	看護専門学校	任意	市域	藤沢二丁目	4,301.38	1996/08/07	藤沢			
	西部学校給食合同調理場	任意	市域	遠藤	1,020.00	1977/03/31	遠藤			解体予定
	元医師校舎(10棟)	任意	市域	善行坂	866.12	1992/03/01	善行			使用中止
	高齢者対策事業従事者休憩所	任意	地区	鶴沼海岸六丁目	29.40	1976/01/06	鶴沼			浸水深15 使用中止

【再整備に向けた基本方針】

その他施設については、施設設置目的が限定された専用的な施設が多いことから、個々の施設状況を見極めながら、今後の再整備の中で、機能集約・複合化について検討を行います。

(1 5) 市民病院 [特別会計施設]

【施設一覧】

施設種類	施設名称	分類1	分類2	住所	機能面積 (㎡)	建築年月日	13地区	短期 プラン	複合 施設	備考
市民病院	市民病院	義務	市域	藤沢二丁目	43,332.68	1971/10/01	藤沢			

【再整備に向けた基本方針】

市民病院は、昭和46年の開院以来、地域の医療機関との連携と機能分担により、地域の基幹病院として運営を進め、平成12年には「地域医療支援病院」に承認、平成15年には「小児救急医療拠点病院」、平成17年には「地域がん診療連携拠点病院」の指定を受けるとともに、平成18年には救命救急センターを開設するなど、小児から成人まで市民が安心して暮らせる医療供給体制の充実に努めています。

また、再整備に当たっては、「災害に強い病院」、「質の高い医療の提供」、「患者満足度の高い医療の提供」、「地域の開かれた病院」、「環境に優しい病院」を基本方針とし、多くの市民の安全・安心を守るための重要な施設であることから、機能を停止することなく、医療供給を行っていきます。

【施設種類ごとの詳細な再整備の考え方】

「市民病院」

1 現状・課題

- ・平成23年度に策定した「市民病院再整備基本計画」に基づき、「新東館」の建設を行っています。
- ・平成元年3月に竣工した「西館」については、平成19年度に設備配管等の調査を実施した結果、一部の設備配管を5年以内に更新を行った方が良いとの報告がありました。
- ・市民病院再整備事業の中で、解体計画（ローリング計画）を見直すことで西館の一部改修をできることになったため、改修に向けた調査を行いました。
- ・西館の病院機能を全面的に休止にすることができないため、配管の全面改修は不可能ですが、一部の配管・内装・空調設備・衛生設備等を改修することで快適な診療空間を整備することが可能なことから、平成27年度、新東館の一部引き渡し後に西館について改修を行うこととなっています。

整備計画等	「市民病院再整備基本計画」（平成23年10月） 「藤沢市病院事業に係る公営企業の設置等に関する条例」（昭和46年3月26日施行）
耐震基準等	「旧耐震基準施設」（1施設 / 1施設） 市民病院

2 再整備の考え方

市民病院については、多くの市民の安全・安心を守るための重要な施設であることから、機能を停止することなく、再整備を行うこととします。

- ・西館については、一部改修工事により施設利用をしますが、設備系等の老朽化が進むとともに、中央手術室・ICUなどの中枢機能が集中し、機能の一時的休止が必要となる全面改修ができないことから、将来的に敷地内に新西館の建て替えを検討します。
- ・西館を建て替えする際には、すでに老朽化している「エネルギー棟」の改修と西館に付帯している「救命救急センター」についても、再整備の検討を行います。

3 今後の整備スケジュール

- (1) 平成26年度から平成28年度までに再整備を実施、検討する施設
ア 「再整備を実施する施設」
 - ・市民病院（西館の一部、東館）
- (2) 今後、20年間で検討が必要な施設
 - ・市民病院（西館・エネルギー棟等）

(16) 下水道施設 [特別会計施設]

【施設一覧】

施設種類	施設名称	分類1	分類2	住所	機能面積 (㎡)	建築年月日	13地区	短期 プラン	複合 施設	備考
下水道施設	辻堂浄化センター	義務	市域	辻堂西海岸三丁目	15,890.13	1963/04/01	辻堂			浸水深120
	大清水浄化センター	義務	市域	大鋸	35,916.76	1983/03/30	藤沢			
	浜見山ポンプ場	義務	市域	鶴沼海岸四丁目	1,098.84	1963/04/01	鶴沼			浸水深300
	下藤が谷ポンプ場	義務	市域	片瀬海岸三丁目	474.00	1967/03/01	片瀬			浸水深300
	藤が谷ポンプ場	義務	市域	鶴沼藤が谷二丁目	1,287.00	1967/04/01	鶴沼			
	御殿辺ポンプ場	義務	市域	藤沢二丁目	876.16	1969/04/01	藤沢			
	御殿辺雨水ポンプ場	義務	市域	藤沢二丁目	576.23	1996/03/15	藤沢			
	西浜ポンプ場	義務	市域	片瀬海岸二丁目	67.75	1969/04/01	片瀬			浸水深300
	洲鼻ポンプ場	義務	市域	片瀬海岸一丁目	353.74	1972/04/01	片瀬			浸水深200
	江の島東ポンプ場	義務	市域	江の島一丁目	58.32	1963/04/01	片瀬			浸水深600
	江の島中ポンプ場	義務	市域	江の島二丁目	17.00	1964/04/01	片瀬			
	江の島西ポンプ場	義務	市域	江の島二丁目	25.61	1979/04/01	片瀬			
	大庭ポンプ場	義務	市域	大庭	1,708.23	1983/04/01	湘南大庭			
	村岡ポンプ場	義務	市域	弥勒寺一丁目	6,102.24	1988/03/30	村岡			
	稲荷ポンプ場	義務	市域	稲荷一丁目	102.48	1991/03/30	藤沢			
	石川ポンプ場	義務	市域	石川	2,111.30	1992/03/13	六会			
今田ポンプ場	義務	市域	今田	798.67	1992/03/13	湘南台				

【再整備に向けた基本方針】

下水道の機能を持続的に維持し、下水道サービスを安定的に提供するため、下水道資産の適正管理とライフサイクルコスト最小化の視点から、施設の長寿命化及び耐震性能を確保するための耐震化を計画的に進めます。

【施設種類ごとの詳細な再整備の考え方】

「下水道施設」

1 現状・課題

- ・ 藤沢市は、浸水の防除、公衆衛生の向上及び河川等の公共用水域の水質保全を図るため、昭和30年から人口集積が高かった南部地域を主体に公共下水道の整備を進め、現在では2箇所の浄化センターと15箇所のポンプ場が稼働しています。
- ・ 辻堂浄化センターの最も古い施設の運転開始が昭和39年であり、施設建設のピークが昭和50～60年頃であったことから、老朽化が進んだ施設が増加しています。
- ・ 耐震性能を保持していない施設も多く、対策を施さなければ老朽化や地震による施設の機能障害等により、日常生活や社会経済活動に重大な影響を及ぼす恐れがあります。
- ・ 下水道施設は、日常生活に直結している社会インフラ施設であることから、建て替え工事などの際であっても機能を停止することが出来ないため、施設によっては現在地での建て替えが不可能な場合、代替地を確保する必要があります。

整備計画等	「湘南ふじさわ下水道ビジョン」(平成23年3月) 「藤沢市下水道総合地震対策変更計画」(平成26年3月改訂) 「藤沢市下水道長寿命化計画(辻堂浄化センター)」(平成24年10月) 「藤沢市下水道長寿命化計画(藤が谷ポンプ場、大庭ポンプ場)」(平成26年5月)
耐震基準等	「旧耐震基準施設」(10施設/17施設) 辻堂浄化センター、浜見山ポンプ場、下藤が谷ポンプ場、藤が谷ポンプ場、御殿辺ポンプ場、西浜ポンプ場、洲鼻ポンプ場、江の島東ポンプ場、江の島中ポンプ場、江の島西ポンプ場

2 再整備の考え方

災害時において二次災害を防止し、トイレ使用の確保や公衆衛生の保全等の下水道事業を継続するため、施設の被災危険度と影響度を考慮して対策優先度を設定し、段階的に耐震化等を図ります。

- ・ 施設の耐震化に際しては、設備の長寿命化工事等に合わせ一体的に取り組み、効率的な再整備を目指します。

3 今後の整備スケジュール

(1) 平成26年度から平成28年度までに再整備を実施、検討する施設

ア 「再整備を実施する施設」

- ・ 辻堂浄化センター

- ・大清水浄化センター
- ・浜見山ポンプ場
- ・藤が谷ポンプ場
- ・大庭ポンプ場

*再整備を実施する各施設については、3年間ですべての棟を再整備するのではなく、各機能を停止することがないように、段階的に平成28年度以降も整備していきます。

(2) 今後、20年間で検討が必要な施設

- ・下藤が谷ポンプ場
- ・御殿辺ポンプ場
- ・西浜ポンプ場
- ・洲鼻ポンプ場

「下水道施設位置図」

